

富山市

令和8年度(2026年度)入所用 保育所等入所のご案内



令和7年10月
富山市 こども家庭部 こども保育課

富山市の子育て支援情報はこちらもご参照ください。



育さぼとやま

検索

入所申請に必要な書類をダウンロードできます。



パソコンをご利用の場合は、①②いずれかによりアクセスしてください。

①育さぼとやまのサイト内検索

入所申請書類

検索

②育さぼとやまトップページ

→目的別「保育所・認定こども園・幼稚園」

→「保育所等へ新規に入所を希望する方へ」

→「4 入所に関する手続きに必要なもの」

富山市内の保育所等について紹介しています。



パソコンをご利用の場合は、①②いずれかによりアクセスしてください。

①育さぼとやまのサイト内検索

保育所等一覧

検索

②育さぼとやまトップページ

→目的別「保育所・認定こども園・幼稚園」

→「認可保育施設等一覧」

→「1 保育所、認定こども園、地域型保育事業一覧」

目次

● 目次	1
● クラス年齢・入所受付窓口・問合せ先	2
● はじめに	3
● 特別な配慮を必要とするお子さんについて (食物アレルギー・発育発達の不安・医療的ケア)	4
● 子どものための教育・保育給付の仕組み	5～8
● 保育短時間の利用時間帯について	9
● 入所申請の流れについて	10～12
● 入所申請受付期間・結果発送予定日	13
● 入所・転所申請の取下げについて	14
● 内定の辞退について	14
● 申請に必要な書類について	15～16
● マイナンバーの確認・本人確認について	17
● 利用調整基準について	18～21
● 教育・保育給付認定申請書の記載方法	22～23
● 就労証明書の記載方法と就労時間の計算について	24～25
● 兄弟姉妹の同時申込み時の意向について	26
● 保育所等の広域利用について	27～28
● 入所してからの注意点	29
● 保育料・副食費・延長保育料について	30～34
● 一時保育(一時預かり)について	35
● 病児保育について	36
● 入所不承諾通知を受け取ったら	37
● 保育所・認定こども園等マップ	38～39
● 富山市内保育所等一覧表	40～46

令和8年度(2026年度)入所用 富山市保育所等入所のご案内

このご案内には、富山市における保育所等の利用申請に関する手続き、必要書類等について記載しています。内容をよくご確認の上、申請してください。

記載している情報は、令和7年10月現在のものです。

内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

変更があればホームページ(育さばとやま)に掲載します。右の二次元コードからアクセスしてください。



令和8年度の年齢別クラスは次のとおりです。

年度途中で誕生日を迎えても、入所するクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和 7年(2025年)4月2日 ~
1歳児	令和 6年(2024年)4月2日 ~ 令和 7年(2025年)4月1日
2歳児	令和 5年(2023年)4月2日 ~ 令和 6年(2024年)4月1日
3歳児	令和 4年(2022年)4月2日 ~ 令和 5年(2023年)4月1日
4歳児	令和 3年(2021年)4月2日 ~ 令和 4年(2022年)4月1日
5歳児	令和 2年(2020年)4月2日 ~ 令和 3年(2021年)4月1日

入所受付窓口・問合せ先

◆富山市こども家庭部 こども保育課 入所認定係

〒930-8510 富山市新桜町7番38号(市役所西館3階) 076-443-2165

富山市役所のほか、各行政サービスセンターこども福祉係で受付できます。

- ◆大沢野行政サービスセンター 〒939-2293 富山市高内365番地 076-467-5830
- ◆大山行政サービスセンター 〒930-1392 富山市上滝567番地 076-483-2594
- ◆八尾行政サービスセンター 〒939-2398 富山市八尾町福島200番地 076-455-2461
- ◆婦中行政サービスセンター 〒939-2798 富山市婦中町速星754番地 076-465-2125

受付時間は月～金曜日の8時30分～17時15分です。

(土日祝日・年末年始(12/29~1/3)を除きます。)

はじめに 入所申請前に必ずご確認ください

このご案内は、保育給付認定（2号認定または3号認定）を受けて、保育所等を利用したい方へ向けて作成したものです。

保育所等の利用を希望する場合には「保育給付認定申請」（詳細は5ページ）と「入所申請」（詳細は10ページ）が必要となりますが、富山市では、これらをひとつの手続きとして受付しています。

教育給付認定（1号認定）を受けて幼稚園等を利用したい方、企業主導型保育施設や認可外保育施設等を利用したい方、一時保育（一時預かり）を利用したい方は、直接その施設にお問い合わせください。

保育所等の利用について

- ・ 保育所等とは、仕事や病気などの理由により家庭で保育ができない保護者に代わって、お子さんを保育する施設です。保育所のほか、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業を含んだ総称です。
- ・ お子さんに集団生活を体験させたい、下のお子さんの保育に手がかかるなどの理由では、保育所等に入所申請することはできません。
- ・ 入所開始日は、原則として毎月1日です。

実際の利用開始日を月途中とすることはできますが、保育料等の日割りは行いません。

- ・ 日曜日・祝日（振替休日含む）・年末年始（12月29日～1月3日）を休所日としています。

休日・年末保育を一部の保育所等で実施していますので、該当施設は40～46ページの一覧でご確認ください。

- ・ 保育所等はお子さんが集団で生活する施設です。施設内での感染症拡大の防止のため、体調がすぐれないお子さんについては、自宅での保育をお願いすることがあります。
- ・ 保育中に体調が悪化したお子さんについては、早めのお迎えをお願いします。
- ・ 体調不良のお子さんをお預かりする施設もあります。詳細は36ページをご覧ください。

費用負担について

- ・ 保育所等の利用にあたっては、市が定める保育料のほかに、教材費・行事費用・制服代等の実費負担が生じることがあります。

3歳以上児（4月1日時点で3歳以上）になると保育料は無料となりますが、各保育所等が定める給食費（主食費（ごはん）・副食費（おかず））を負担していただきます。保育料以外の費用については各保育所等が定めていますので、直接お問い合わせください。

給食について

- ・ 富山市内の保育所等では、すべての施設で給食を提供しています。主食（ごはんなど）を持参していただく施設もあります。詳細は32ページ「給食費の決定について」をご覧ください。

特別な配慮を必要とするお子さんについて

給食提供に配慮が必要なお子さんについて（食物アレルギー等）

- ・ 食物アレルギーや発育上・健康上の理由などにより給食提供に配慮が必要な場合は、アレルギーの原因となる食物（医師の診断および指示に基づくもの）を除いた除去食（または代替食）等の対応食を可能な範囲で提供しています。（弁当の持参をお願いする場合があります。）
- ・ ただし、施設の職員配置等により対応が異なる場合があります。入所申請前に、直接希望する施設へ対応についてご相談ください。「どのような食物のアレルギーがあるか」や「どのような対応が必要か」という部分についてご相談いただき、希望する対応を受けられるかどうかをご確認ください。
- ・ 希望施設における「施設見学」「親子サークル」「一時保育（一時預かり）」の利用時にご相談することもできます。相談等をせずに希望施設を決めると、入所した後で十分な対応が受けられないことがありますので、事前に施設にご相談のうえ希望施設を選ばれることを強くおすすめします。
- ・ 給食提供に配慮が必要な場合は、入所申請の際にお申し出ください。

発育・発達の不安があるお子さんについて

- ・ 市内の市立・私立保育所（園）、認定こども園では、集団生活が可能な場合に限り、障害のあるお子さんをお預かりしています。ただし、入所申請書類や面談により、お子さんに安全な保育を提供できないと判断した場合は、お預かりできない場合があります。
- ・ 発育・発達の遅れなど気になることがある場合は、入所申請の際にお申し出ください。

医療的ケアを要するお子さんについて

- ・ 医療的ケアを要するお子さんについては、別途、受入枠を設けて利用調整を行うこととしています。このご案内に記載する申請方法等とは大きく異なります。
- 詳細はこども保育課にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



よくある質問

Q 「満3歳」と「3歳児」ってどう違うの？

A 満3歳は「現時点」の年齢です。

3歳児は「4月1日時点」の年齢（クラス年齢）を指します。保育所等の受入れ枠の年齢区分はこちらを使います。

子どものための教育・保育給付の仕組み

保育所、認定こども園などの教育・保育施設を利用するためには、市から「子どものための教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

これは、お子さんをお預かりするのに必要な費用のうちの、公費負担分（給付費）を受給するために必要な認定です。

実際には法定代理受領により、保護者の代わりに保育所等が市から直接給付費を受領します。（※）

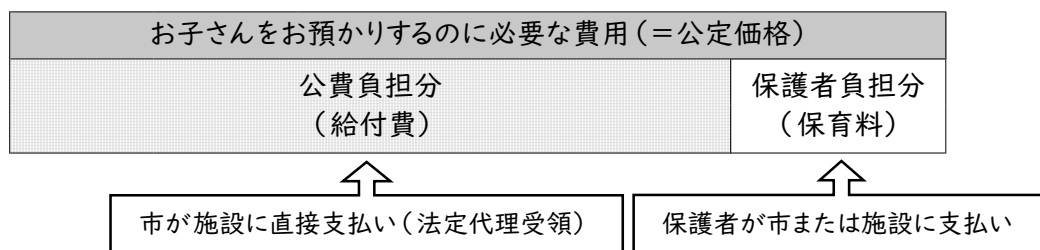
※保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所に対しては法定代理受領ではなく、

施設型給付と市で徴収した保育料を合わせた全額を市が「委託費」として支払います。

公定価格のうち、公費負担分を除いた分を保護者に負担していただきます。この分が保育料です。

保育料は保護者の所得等に応じて段階的に設定されています。（詳細は30ページから）

保育所等の安定的な運営のために、保育料は必ず期限内に納入してください。



お子さんをお預かりするために、多くの税金が使われています。このことをご理解いただき、保育所等の適正な利用に努めていただきますようお願いします。

◆教育・保育給付認定について（1号・2号・3号認定）

子どものための教育・保育給付認定の種類は次のとおりです。

認定の種類	対象	利用可能施設
1号認定（教育給付認定）	満3歳以上で、保育を必要としない子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定（保育給付認定）	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定（保育給付認定）	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、地域型保育

新制度幼稚園や認定こども園の幼稚園機能部分を利用する方は、1号認定を受けてください。

保育所等を利用したい方は、2号認定または3号認定（以下、「2・3号認定」とまとめて呼びます。）を受けてください。書類の提出により、保護者の保育の必要性を確認できた場合に認定しています。

2・3号認定を受けていない児童は、富山市の保育所等を利用することはできません。

◆保育必要事由と保育必要量について

2・3号認定について、保護者がお子さんの保育ができないと認められる場合に、保育を必要とする事由と保育必要量の認定をしています。

保護者は原則として父母とし、別居中の配偶者のほか、内縁関係の方を含みます。

保護者以外の同居親族については、2・3号認定の審査には影響しませんので、書類は不要です。

「保育必要量」とは、保育所等を利用できる時間を区分したものです。

保育必要量	保育時間のイメージ(例)
保育標準時間(最長11時間)	7:00 18:00~ ← 利用可能な時間帯=保育必要量 → ← 延長保育 →
保育短時間(最長8時間)	7:00 8:30 16:30~ ← 延長保育 → ← 利用可能な時間帯=保育必要量 → ← 延長保育 →

開所時間、標準時間及び短時間で利用可能な時間帯は施設が定めており、保護者はその時間帯の範囲内で保育を受けることができます。(短時間の利用時間帯については9ページ)

保護者(父母)の保育必要量が「保育標準時間」と「保育短時間」で異なる場合は、「保育短時間」の認定となります。

認定された保育必要量で利用できる時間帯を超えて利用する場合は、通常の保育料のほか、延長保育料が発生します。

保育必要事由ごとの認定要件と保育必要量は次のとおりです。

	保育必要事由	認定要件	保育必要量
1	就労	家庭外での仕事や、家庭内で日常の家事以外の仕事を常態としているため、お子さんの保育ができないこと。 <u>常態として月当たりで64時間以上労働していることが必要です。(通勤時間や休憩時間を除く)</u>	(※) 標準時間 または 短時間
2	妊娠・出産	出産を控えている、または出産後間もないため、お子さんの保育ができないこと。	標準時間
3	疾病・障害	病気・負傷や心身の障害により、お子さんの保育ができないこと。	標準時間

	保育必要事由	認定要件	保育必要量
4	親族の 介護・看護 (★注1)	保護者が同居または長期入院している親族の介護・看護にあたっているため、お子さんの保育ができないこと。 <u>常態として月当たりで64時間以上介護・看護している</u> ことが必要です。	(※) 標準時間 または 短時間
5	求職活動・ 起業準備 (★注2)	求職活動・起業準備を行っているため、お子さんの保育ができないこと。	・求職活動は短時間 ・(※) 起業準備は 標準時間または短時間
6	就学 (職業訓練を 含む)	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)のため、お子さんの保育ができないこと。 <u>常態として月当たりで64時間以上就学していることが</u> 必要です。(通学時間や休憩時間を除く)	(※) 標準時間 または 短時間
7	災害復旧	火災や風水害、地震等の復旧により、お子さんの保育ができないこと。	標準時間
8	虐待・DV	児童虐待やDVを受けている、または再び受ける恐れがあるため、お子さんの保育ができないこと。	標準時間
9	育児休業中の 利用 (★注3)	既に保育施設を利用しているお子さんについて、育児休業中に引き続き保育施設を利用することが必要と認められること。	短時間
10	その他	その他、どうしてもお子さんの保育ができない事情があること。	事情を勘案して決定

※ 認定要件の月当たりの所要時間により必要量を定めます。

120時間以上あれば保育標準時間と認定し、120時間未満であれば保育短時間と認定します。

なお、120時間未満であっても、就労時間や通勤時間等の関係から、常態的に保育短時間の時間帯を超えた利用が必要である場合は、申立書の提出により標準時間の認定にできる場合があります。

ただし、保育必要量の変更は、申立書の提出の翌月からです。

★注1 別居の親族の介護・看護にあたっている場合は、事前にご相談ください。

関係機関からの支援要請があれば、認められることがあります。

★注2 求職活動・起業準備を保育必要事由とする入所は、新規に入所を希望する場合のみ認定します。既に別事由により入所中である場合、求職活動等へ保育必要事由を変更しての継続入所はできません。

入所から3か月以内に就労を開始しない場合は退所となります。

例：4月1日入所の場合、6月30日までの就労開始が必要です。(7月1日就労開始は不可)

また、求職活動等の認定を受けられるのは年度内に1回限りとし、同年度内で繰り返し入所することはできません。

★注3 既に入所している児童について、発達上、急激な保育環境の変化が好ましくない旨の申出があった場合に施設利用を認めます。

◆支給認定期間について

1号認定は、小学校就学前まで認定されます。

2・3号認定は、保育の必要事由により認定期間が異なります。

3号認定（満3歳未満）の児童は、最長で、3歳になる誕生日の前々日までの認定となります。

その後も継続して保育が必要な方は、自動的に2号認定に切り替わります。

	保育必要事由	支給認定期間
1	就労	小学校就学前まで
2	妊娠・出産	出産予定月の2か月前（多胎の場合3か月前）から 出産日含め57日目が属する月の月末まで
3	疾病・障害	小学校就学前まで ※ただし、保育の必要期間が明らかであればその範囲内に限ります。
4	親族の介護・看護	
5	求職活動・起業準備	効力発生日から3か月間
6	就学（職業訓練を含む）	卒業・修了予定日が属する月の月末まで
7	災害復旧	小学校就学前まで
8	虐待・DV	
9	育児休業中の利用	育児休業終了日の翌日が属する月の前月末まで
10	その他	事情を勘案して市が定める期間

入所後に保育必要事由や保育必要量等に変更がある場合は、変更申請が必要です。

詳細はホームページを参照してください。



保育短時間の利用時間帯について

保育必要量が保育短時間（最長8時間）と認定されている方が利用できる時間帯は、原則として8:30～16:30としています。

ただし、次の施設は8:00～16:00を保育短時間利用の時間帯としています。

保育短時間の時間帯 8:00～16:00	施設名		保育所等一覧表
	・ No. 36	まつわか保育園	→41ページ
	・ No. 37	白藤幼稚園	→41ページ
	・ No. 51	どんぐり山共同保育園	→42ページ
	・ No. 60	本郷町保育園	→42ページ
	・ No. 79	めぐみ幼稚園	→43ページ
	・ No. 96	クレヨン	→45ページ
	・ No. 100	上滝保育園	→45ページ

就労時間や通勤時間等の関係から、常態的に保育短時間の時間帯を超えた利用が必要であると認められる場合は、申立書の提出により標準時間の認定にできる場合があります。

ただし、標準時間認定への変更は、申立書の提出の翌月からです。

よくある質問

Q 空いている施設は事前に教えてもらえるの？

A 入所申請月における各施設の状況（退所児童の有無や保育士の人員配置等）がわからないため、空いている施設については事前にお答えしておりません。

入所申請の流れについて

1 希望施設の見学(任意)

入所を希望する保育所等を選ぶため、まずは保育所等を見学します。見学を希望する保育所等へ直接連絡をし、事前に見学予約をしてください。見学の際は、下記のほか、気になることを相談してみてください。

- 保育方針(雰囲気、施設環境、行事内容、午前行事を行った後に行う午後保育の有無、休所日、保育時間など)
- 保育料以外の諸費用(文房具、食材料費、教材費、行事費、制服、延長保育、保護者会費など)
- お子さまの健康状況について(アレルギー対応、発育・発達に関すること、病気や既往歴など)
→保育や給食への配慮を要するお子さんは、4ページをご確認ください。
- 入所のときに用意するもの(お昼寝用の布団や消耗品など)

見学は入所申請の要件ではありませんが、例年、保育方針の違いや送迎の利便性、諸費用の負担などの理由により内定を辞退する方がいます。保育施設とのミスマッチを防ぐために、見学をおすすめしています。

2 申請書類の配布

こども保育課、各行政サービスセンターこども福祉係、各施設で配布しています。

ホームページからダウンロードもできます。アクセス先は表紙裏面をご参照ください。

3 必要書類の用意

申請に必要な書類は15ページを参照してください。

就労証明書や診断書等、発行に時間を要する書類はお早めに用意してください。

ただし、第三者の証明書類は、発行から3か月以内のものを有効としています。

よくある質問

Q 入所申請に行くときには予約は必要なの？

A 予約はいりません。お子さんの体調の良いときを見計らって一緒にお越しください。
書類に不備があると受付できないこともありますので、締切に余裕をもってお越しください。

4 申請受付

こども保育課、各行政サービスセンターこども福祉係で受付します。

※4月入所1次申請に限っては、令和7年11月4日（火）～10日（月）の間に第1希望の施設で書類を受け取った場合、施設ごとに指定される受付日に限り、指定場所（施設や特設の受付会場）での受付ができます。受付時には入所を希望するお子さんの面接を行いますのでお子さんと一緒にお越しください。

入所希望月ごとの受付期間・入所申請締切は13ページを参照してください。

【注意!】

- ・締切日以降の申請は受付ができません。
- ・入所選考事務に支障が生じうる書類の不備がある場合、利用調整を行うことはできません。
- ・富山市に転入予定の方も申請することができます。ただし、入所月の前月末日までに富山市に転入しない場合は、内定が取消しとなります。
- ・出生前のお子さんの入所申請はできません。

5 支給認定証の交付・利用調整結果の通知

2・3号認定の支給認定証は、利用調整結果の通知と併せて交付します。結果発送予定日は13ページを参照してください。

①入所内定の場合

利用調整の結果、内定した施設をお知らせします。入所説明会のお知らせを同封していますので、必ず参加してください。

保育料・副食費に係る通知書類も、内定のお知らせに同封しています。（4月入所内定者へは、3月25日（水）に別途発送予定です。）

なお、内定を辞退したい場合は、速やかに連絡してください。（詳細は14ページ）

②入所不承諾の場合

入所申請の結果、入所を希望する施設に受入可能な募集人数がなかった、または他に優先順位の高い児童がいたことにより、希望していた保育所等に入所できない場合は、「入所不承諾通知書」を送付します。

自動的に再申請はされません。再申請の手続きについては、入所不承諾通知書に記載していますので、よくご確認ください。（詳細は37ページ）

よくある質問

Q 希望を出していない保育所等に内定することはあるの？

A 希望を出された施設以外に内定することはありません。

利用調整中に、市から別の施設なら空きがある等の連絡をすることもありません。

◆令和8年1月～3月入所申請と4月入所申請の併願について

申請受付期間が重複しますので、同時に申請ができます。「教育・保育給付認定申請書」はそれぞれ用意していただきますが、その他の必要書類はコピーで問題ありません。

【注意!】

1月～3月入所は、1月～3月内定施設を4月以降も継続して利用していただく前提で利用調整を行います。
併願する4月入所申請の取扱いは次のとおりとなりますので、よくご確認ください。

①併願している方で1月～3月入所が内定した場合、その結果が優先されます。

そのまま4月以降も1月～3月内定施設の利用を希望する場合は、4月入所申請については取下げまたは内定取消しの扱いとさせていただきます。

②1月～3月入所の内定を辞退する場合は、4月入所申請の取下げまたは4月入所1次の内定取消しはありません。

③1月～3月入所が内定した施設を利用しながら、転所申請をすることができます。申請締切は13ページを参照してください。

結果	選択肢
令和8年1月入所内定 (12月10日(水)発送予定)	①4月以降もそのまま利用する ②1月内定を辞退して、4月入所1次募集の結果を待つ(★注) ③1月内定施設に入所し、すぐに4月転所申請をする(4月1次募集)
令和8年2月入所内定 (1月9日(金)発送予定)	①4月以降もそのまま利用する ②2月内定を辞退して、4月入所1次募集の結果を待つ(★注) ③2月内定施設に入所し、すぐに4月転所申請をする(4月2次募集)
令和8年3月入所内定 (2月9日(月)発送予定)	このとき、既に4月入所1次募集の結果が出ています。 ①4月以降もそのまま利用する ②3月内定を辞退して、4月から4月内定施設に入所する ③3月内定施設に入所し、すぐに4月転所申請をする(4月2次募集) ※3月入所内定者に限り、4月入所2次申請の締切を猶予します。

★注 1月・2月入所で内定した場合であっても、4月入所において、入所不承諾となることがあります。

よくある質問

Q 年度初めの4月じゃないと入所は難しいの？

A 4月が一番入所しやすいのは間違いありません。5月以降も退所等により受入れ枠に空きは出てきますが、年度を通して入所決定率は徐々に下がっていく傾向にあります。

入所申請受付期間・結果発送予定日

富山市内の保育所等の利用を希望する場合のスケジュールは次のとおりです。

富山市外の保育所等の利用を希望する場合は、申請方法・締切日が異なります。(詳細は28ページ)

◆令和8年4月入所申請

4月入所は例年申請者数が多く、1次募集と2次募集があります。2次募集では、1次募集後にまだ空きのある施設や内定辞退者が出た施設で利用調整を行います。

また、利用調整に期間を要することから、5～翌3月入所とは異なるスケジュールとなります。

入所希望月	申請受付期間(末日締切)		結果発送予定日
令和8年4月 (1次募集)	令和7年 11月4日(火)	~ 令和7年 12月12日(金)	令和8年 2月2日(月)
令和8年4月 (2次募集)	令和7年 12月15日(月)	~ 令和8年 2月12日(木)	令和8年 3月2日(月)

◆令和8年5月～令和9年3月入所申請

申請締切は入所希望月の前々月末日17時15分まで。末日が閉庁日の場合は締切が繰り上がります。

入所希望月	申請受付期間(末日締切)		結果発送予定日
令和8年5月	3月2日(月)	~ 3月31日(火)	4月13日(月)
// 6月	4月1日(水)	~ 4月30日(木)	5月14日(木)
// 7月	5月1日(金)	~ 5月29日(金)	6月11日(木)
// 8月	6月1日(月)	~ 6月30日(火)	7月13日(月)
// 9月	7月1日(水)	~ 7月31日(金)	8月14日(金)
// 10月	8月3日(月)	~ 8月31日(月)	9月11日(金)
// 11月	9月1日(火)	~ 9月30日(水)	10月14日(水)
// 12月	10月1日(木)	~ 10月30日(金)	11月13日(金)
令和9年1月	11月2日(月)	~ 11月30日(月)	12月11日(金)
// 2月	12月1日(火)	~ 12月28日(月)	1月中旬
// 3月	1月4日(月)	~ 1月29日(金)	2月中旬

よくある質問

Q 早く入所申請をした方が入所は有利になるの？

A 有利にはなりません。締切までに申請のあった方について、締切後に一斉に利用調整を行います。

入所・転所申請の取下げについて

申請受付後に申請の取下げをしたい場合は、下記のとおり、こども保育課または各行政サービスセンターこども福祉係までご連絡ください。

①入所・転所申請後～申請締切日までの間

速やかに申請取下げの連絡をしてください。

②申請締切日の翌日～結果発送予定日までの間

利用調整中ですので、申請取下げの受付はできません。

入所が内定した場合は、入所の意向がなければ辞退の連絡をしてください。

入所不承諾の場合は、手続き不要です。

内定の辞退について

入所内定後、辞退をしたい場合は、速やかにこども保育課または各行政サービスセンターこども福祉係までご連絡ください。

①新規入所の内定の場合

市から内定施設に辞退の連絡をします。保護者から施設への連絡は不要です。

令和8年度入所に用い申請された書類は、令和9年3月入所までは書類を有効としていますので、電話・電子申請により入所の再申請が可能です。

なお、内定した月の入所申請について「入所不承諾通知書」を発行することは、いかなる理由があってもできません。

②転所の内定の場合

転所の内定に伴い、転所元の施設に受入れ枠の空きが出るため、その受入れ枠に別の児童が入所できるよう利用調整をします。そのため、転所内定後に辞退された場合は、もともと在籍していた、転所元の施設を引き続き利用することはできません。申請の際はよくご検討ください。

転所先の施設を利用する意向がない場合は、利用している施設の退所手続きをした上で、改めて新規入所申請をしていただくこととなります。（利用調整の結果、入所不承諾となることがあります。）

よくある質問

Q もし内定を辞退したら、その後改めて申請する際の利用調整は不利になるの？

A 不利にはなりませんが、その後の申請で入所がすぐに決まるとは限りません。
あらかじめ希望施設等をよく検討して申請してください。

申請に必要な書類について

保育所等への入所申請の際は、下記の書類を用意してください。

様式(①～④、⑧～⑨、⑩の委任状、⑪)はダウンロードできます。アクセス先は表紙裏面をご参照ください。

(1) 全員必要なもの

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ① 教育・保育給付認定申請書 | …児童1人につき1枚 |
| ② 保育を必要とする事由の証明書 | …保護者1人につき1部 |
| ③ 保育所等入所申請に係る申請児童の状況確認票 | …児童1人につき1枚 |
| ④ マイナンバー記入用紙 | …児童1人につき1枚 |
| ⑤ 申請者の個人番号(マイナンバー)確認資料 | |
| ⑥ 申請者の本人確認資料 | |
| ⑦ 入所申請する児童の母子健康手帳 | |

※⑤個人番号確認資料、⑥本人確認資料の例は17ページを参照してください。

(2) 場合により必要なもの

- | | |
|----------------------|---|
| ⑧ 【利用希望施設(事業者)】別紙 | …第6希望以降の施設がある場合に必要 |
| ⑨ 兄弟姉妹の同時申込み時の意向について | …2人以上入所申請をする場合に必要
<u>必ず26ページを確認してください。</u> |
| ⑩ 代理権限を証する書類(委任状等) | …代理人が申請する場合に必要 |
- ※⑩代理権限を証する書類の例は17ページを参照してください。
- ⑪ 保育標準時間認定請求にかかる申立書
- ※⑪は、認定基準上は保育短時間となる方が、必要があつて保育標準時間で認定を受けたい場合に提出してください。(就労開始時間が保育短時間の利用時間帯より前である場合など)

(3) 保育を必要とする事由の証明書

保護者それぞれの保育を必要とする事由に応じて、書類を用意してください。お子さん2人以上の入所申請をする場合は、原本1部以外はコピーで結構です。

保育を必要とする事由の認定要件は、6ページをご確認ください。

【注意!】

- ・一度受付した書類は返却できません。必要に応じて、提出前にご自身でコピーを取ってください。
- ・この書類は、認定審査・利用調整の際に、具体的な状況を確認するために使用します。記載内容について実態調査を行う場合があり、虚偽の記載が明らかになった場合は入所が取消しとなります。
- ・就労証明書等への押印は不要です。ただし、訂正・削除を行った場合は訂正印を押印してください。
- ・消せるボールペンで記載あるいは修正液等を使用した就労証明書等は無効です。

◆保育を必要とする事由の証明書

保育を必要とする事由	必要な書類	備考
就労 (家庭外での就労・就労予定)	・就労証明書(★1)	・産後休業、育児休業からの復職の場合は、職場に復職する月から入所申請ができます。
就労 (自営業、農業など)	自営業等の場合は ・就労証明書 ・申立書①<自営業等> 内職の場合は ・申立書②<内職・起業準備>	・事業内容がわかる書類の写し(事業許可証、HPの写し、開業届、確定申告書(★2)の写し、農地台帳など)を添付してください。 ・申請日時点で事業を開始していない場合は、起業準備による申請となります。
妊娠・出産	・申立書④<妊娠・出産> ・胎児の母子健康手帳の写し	・出産予定日をもとに利用調整をしますが、実際の出産日により認定期間(=入所できる期間)が前後することがあります。
疾病・障害	・申立書③<疾病・障害・看護> ・診断書(指定様式、★1)または障害者手帳の写し	・障害者手帳(身体障害の場合は1級から4級)の写しを、診断書の代わりにすることができます。
親族の介護・看護	・申立書③<疾病・障害・看護> ・診断書(指定様式、★1)または介護被保険者証の写し、障害者手帳の写し	・要介護2から要介護5の認定を受けている場合は、介護保険被保険者証の写しを診断書の代わりにすることができます。 ・障害者手帳(身体障害の場合は1級から4級)の写しを、診断書の代わりにすることができます。
求職活動・起業準備	求職活動の場合は ・申立書⑤<求職活動> 起業準備の場合は ・申立書②<内職・起業準備>	・入所してから3か月以内に就労を開始しない場合は退所となります。
就学(職業訓練を含む)	・在学証明書(★1)または学生証の写し ・就学の期間・日数・時間を確認できるもの(カリキュラム等)	・保護者の卒業・修了予定月までの入所となります。
上記以外の事由	・申立書 ・その事由を証明するもの	

★1 第三者が作成する証明書類は、発行から3か月以内のものを有効としています。

★2 開業届、確定申告書は、送信日時(国税庁にオンライン申請の場合)又は収受日付印が印字されているもの。印字されていない場合は、受信通知又は窓口で交付する「リーフレット」を別途添付してください。

マイナンバーの確認・本人確認について

保育所等への入所関係手続きの際は、申請書類にマイナンバーの記載を必要としています。

別紙「マイナンバー記入用紙」に世帯員のマイナンバーを記載し、入所申請の際に提出してください。

入所申請の際は申請者の本人確認資料と一緒に、申請する保護者のマイナンバーを確認できる資料を持参してください。その他の世帯員のマイナンバー確認資料は持参不要です。

代理人が申請する場合は、代理権限を証する書類に加え、代理人の本人確認資料を持参してください。

◆個人番号（マイナンバー）確認資料

- ・マイナンバーカード
- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・通知カード（氏名・住所が住民票と一致する場合に使用できます。）

◆本人確認資料

①顔写真付き身分証明書 （1点で確認できます。）	②その他の身分証明書 （①の提示が困難な場合、2点で確認できます。）
例 ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書	例 ・公的医療保険の被保険者資格確認書 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証明書

◆代理権限を証する証書…代理人が申請書を提出する場合に必要です。

①任意代理人の場合	②法定代理人の場合（例）
・委任状（指定様式） 申請者から見て、配偶者や親（児童から見て祖父母にあたる方）が申請する場合は該当します。	・登記事項証明書（申請者の成年後見人の場合） ・戸籍全部事項証明書（申請者が未成年で、申請者の親が申請する場合）

よくある質問

Q これから生まれてくる子どもの入所申請はできるの？

A 出生前に入所申請はできません。出生の届出後に申請してください。なお、受入れが可能になるのは早くても生後8週からですので、希望する保育所等の入所可能年齢を確認して申請してください。

利用調整基準について

保育所等の入所について、施設の受入れ可能数を超える申請があった場合には、富山市が利用調整を行い、入所者を決定します。

利用調整は、「富山市保育所等入所利用調整に関する基準」（以下、「利用調整基準」といいます。）に基づき、利用者ごとに保育の必要度に応じて点数付けを行い、点数の高い家庭を優先して入所を決定します。

希望施設数が多いか少ないかは、優先順位と関係がありません。希望施設数の制限はありませんが、通える範囲で希望を出してください。

◆利用調整の前提について

- ・利用調整は、入所申請時の保護者の状況が入所月においても変更がないことを前提として行います。申請から入所時までにおいて世帯状況（婚姻・離婚）・就労状況（退職・転職、就労時間の短縮）等の変更があった場合は、変更後の内容に基づき利用調整を見直しします。その結果、内定に至らない場合は内定取消しまたは退所になることがあります。
- ・申請書類に虚偽の記載内容があると判明した場合は、内定取消しまたは退所になります。
- ・入所時の世帯状況等が変わる可能性がある場合は、速やかにこども保育課までご連絡ください。

◆利用調整の基本的な流れについて

①申請書類に基づいて採点をします。

まず、基礎点数を判定します。保育の必要事由に応じて父母それぞれの点数を判定し、点数の低い方が基礎点数になります。（妊娠・出産の場合を除きます。）

次に、調整項目による加点・減点をします。ただし、保育の必要事由（求職活動等）によっては、加点・減点を行わないことがあります。

②施設ごとに利用調整を行います。

その施設を希望している申請者のうち、①の点数が高い方から順番に入所を決定します。

同点となる場合は、利用調整基準の「2 優先順位について」の（2）によります。

③すべての施設について、②により入所の可否を判定します。

よくある質問

Q 採点の結果、何点あれば入所できるか教えてもらえるの？

A 「何点あれば入所できるか」はわかりません。受入れ可能数を超える入所申請があったときに、点数によって優先順位を判断するものであり、その時々の申請状況により入所する（できた）人の点数は変動するためです。

富山市保育所等入所利用調整に関する基準

令和7年11月1日施行

1 趣 旨

保育所等の入所について、施設等の受入れ可能数を超える申込みがあった場合における利用調整基準（優先順位）について定めるもの。

2 優先順位について

- (1) 基準表（別表）で父母（父母ともに不在の場合は、児童の保護者と読み替える）について採点し、点数の低い者を採択し比較する。（点数の高い家庭を優先させる。）
- (2) 基準表で同点となる場合は、①～⑧の順に優先順位を判定する。ただし、保護者の居住地の小学校区域内に保育所等が存在しない場合は、③による判定を行わない。

①	利用希望施設の希望順位（希望順位が高い者を優先させる。）
②	新規入所申込者を転所申込者より優先させる。
③	利用希望施設が、保護者の居住地の小学校区域内にある者を優先させる。
④	調整（加算・減算）項目の合計点数（点数の高い者を優先させる。）
⑤	保育を必要とする事由の発生日（下表）を比較し、早い者を優先させる。
⑥	当該児童の出生順位（同一生計でない者は除外しカウントする。出生順位の低い児童を優先させる。（第1子より第2子を優先など））
⑦	未就学児童の多い世帯（同一生計でない者は除外しカウントする。より多子である方を優先させる。）
⑧	経済状況（市民税課税所得金額の低い世帯を優先する。未申告者や転入者で課税資料未提出者は比較不能であるため、最も優先度を低く扱う。）

認定要件	保育を必要とする事由の発生日（判断基準日） ^{（注）}
就労 （育児休暇明けを除く）	就労日（但し、就労日が支給認定期間初日より前の場合は、支給認定期間初日とする。） 又は就労予定日
就労 （育児休暇明け）	就労復帰予定日（但し、入所不承諾に伴い育児休業を延長した場合は、変更前の就労復帰予定日）
妊娠・出産	支給認定期間初日
疾病・障害・介護	支給認定期間初日
就学	就学日（但し、就学日が支給認定期間初日より前の場合は、支給認定期間初日とする。） 又は就学予定日
災害復旧	支給認定期間初日
求職活動	支給認定期間初日

（注）転所申請においては、認定要件に関わらず、転所希望届出書に記載する転所を希望する月の初日を、保育を必要とする事由の発生日（判断基準日）とする。なお、転所不承諾に伴い翌月以降の転所申込を継続して申請している場合は、当初の転所申請における保育を必要とする事由の発生日（判断基準日）を以て判断する。

- (3) 生命又は身体に危害を及ぼす暴力や言動を受けており、緊急に児童の保護が必要と認められる場合など、児童福祉の観点から市長が特に必要と認める場合には、上記によらず保育所等の利用を認めることがある。

3 基準表 別表のとおり

4 広域利用における取扱い

市外に居住する保育認定を受けた児童が本市に所在する特定教育・保育施設等を利用する場合については、本市に居住する児童の利用調整後、希望保育施設において児童の受入が可能な場合にのみ利用できるものとする。

但し、本市に所在する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業で、保育士・幼稚園教諭・保育教諭・看護師・准看護師として1日6時間以上かつ月20日以上勤務又は勤務予定の職員の子どもについては、本市に居住する児童と同様に利用調整を行うものとする。

5 特別な対応を必要とする児童について

医療的ケア及びアレルギー対応など特別な対応を必要とする児童を受け入れるために必要な看護師・保育士・調理員の配置条件を満たすことができないなど、当該児童の安全に配慮した適切な保育を行うことが出来ない場合は、受け入れ出来ないことがあります。

基準表

1 基礎点数

番号	状況	細目	点数	父	母
1	就労 自営業 農業等	①月180時間以上就労(休憩を含み、超過勤務を除く。以下同じ)	11		
		②月160時間以上180時間未満就労	10		
		③月140時間以上160時間未満就労	9		
		④月120時間以上140時間未満就労	8		
		⑤月100時間以上120時間未満就労	7		
		⑥月 80時間以上100時間未満就労	6		
		⑦月 80時間未満就労(月の実労働時間が64時間以上)	5		
2	内職(家庭内で賃 仕事をしている 者)	①月180時間以上就労(実労働時間。以下同じ)	10		
		②月160時間以上180時間未満就労	9		
		③月140時間以上160時間未満就労	8		
		④月120時間以上140時間未満就労	7		
		⑤月100時間以上120時間未満就労	6		
		⑥月 80時間以上100時間未満就労	5		
		⑦月 80時間未満就労(月の実労働時間が64時間以上)	4		
3	妊娠・出産	分娩・休養のため保育にあたることができない場合。 切迫流産・早産は「4疾病・負傷」の基準で判定する。			
		①出産予定月の前々月から入所	10		
		②出産予定月の前月から入所	11		
		③出産予定月以降の入所	12		
※ 母が妊娠・出産の場合は、父親の点数によらず母の点数を用いて採点する。(父が求職中の場合を除く)					
4	疾病・負傷	①疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院	11		
		②精神疾患の場合	10		
		③疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	9		
		④慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上の自宅での療養を指示されている場合	8		
5	障害	①身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳(A・B)の交付を受けていて、保育が困難な場合	11		
		②身体障害者手帳3級または精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合	10		
		③身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合	8		
6	同居親族の介護・ 看護	①病院等居宅外で介護・看護は、要する時間をもとに「1 就労、自営業、農業等」の基準で判定	—		
		②居宅内で介護・看護は、要する時間をもとに「2 内職」の基準で判定	—		
6'	別居親族の介護・ 看護	関係機関から支援要請がある場合のみとし、「6 同居親族の介護・看護」の基準で判定	—		
7	災害復旧	①災害復旧に要する時間をもとに「1 就労、自営業、農業等」の基準で判定	—		
8	求職活動(起業準備を含む)	①求職活動をしている場合(ひとり親家庭で、自立支援のため配慮を要する場合。同居祖父母無し10点、同居祖父母有り8点)	10※ 8※		
		②上記以外で求職活動をしている場合	3※		
		③起業準備は要する時間をもとに「2 内職」の基準で判定	—		
9	学生、職業訓練等	①月の授業時間(休憩を含む)をもとに「1 就労、自営業、農業等」の基準で判定	—		
10	虐待、DV	①関係機関から支援要請がある場合	17※		
11	育児休業	①育児休業に係る子ども以外の子どもの転所を希望する場合	1※		

※については、調整項目による加算・減算は行わない。

2 調整(加算・減算)項目

	状況	点数	父	母
a	ひとり親世帯	2		
b	生活保護世帯	2		
c	市内に所在する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業で保育士・幼稚園教諭・保育教諭・看護師・准看護師として勤務又は勤務予定の職員である。	4		
d	既に兄弟姉妹(1号認定又は幼稚園利用)が入所している市内の施設への入所・転所希望。但し、兄弟姉妹が同施設で2号認定の申請をしている場合に限る。 ※e・fを優先し、e・fとの重複加算はしない。	3		
e	既に兄弟姉妹(2・3号認定児童に限る)が入所又は入所決定している市内の施設への入所希望。但し、兄弟姉妹が入所希望月に在籍していることを条件とする。	4		
f	1か月以上兄弟姉妹が別々の施設に入所(2・3号認定児童に限る)している世帯において、兄弟姉妹が市内の同じ施設を利用できるよう転所を希望する場合。 ※fを優先し、eとの重複加算はしない。	5		
g	就労で施設利用していたが、育児休暇取得のため退所若しくは認定こども園において2号から1号に変更していた場合。(保護者が育児休暇明けの場合のみ加算対象とする。また、同時入所希望の子も加算対象とする。)	4		
h	認定こども園に入所している子どもが1号から2号に認定区分変更となり、引き続き当該施設の利用を希望する場合 ※gを優先し、gとの重複加算はしない。	1		
i	兄弟姉妹3人以上の新規同時申込み(転所は除く) ※iを優先し、jとの重複加算はしない。	2		
j	双子の新規同時申込み(転所は除く)	1		
k	転所申請で、転居・転勤・転職等若しくは通所が困難になる理由が無い場合。なお、4月転所は減点しない。(※d・fに該当する場合はこの項目の対象外とする。)	-2		
l	保護者のいずれかが単身赴任している場合(県外の居住に限る)	1		

父母のうち、低い点数をもって利用調整を行う。(妊娠・出産以外)

合計		
----	--	--

児童福祉の観点から市長が特に必要と認める場合

平成29年11月1日 施行
平成30年3月1日 一部改正
令和4年11月1日 一部改正
令和6年11月1日 一部改正

富山市保育所等入所利用調整に関する基準第2項第3号における児童福祉の観点から市長が特に必要と認める場合は次に定めるものとする。

- (1) 保護者又はその配偶者等から、生命又は身体に危害を及ぼす暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けており、緊急に保護が必要であると認める場合
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けており、緊急に保護が必要であると認める場合
- (3) 兄弟姉妹が異なる特定教育・保育施設に入所（2・3号認定児童に限る）しており、新年度入所の申込み時に、兄弟姉妹が富山市内の同じ施設を利用できるよう転所を希望する場合
- (4) 認可保育施設の閉鎖、保育事業の中止等により他の保育施設等への入所を希望する場合

教育・保育給付認定申請書の記載方法（表面）

申請者（保護者）氏名は、受付に来る方の氏名を記載してください。

申請者と受付に来る方が異なる場合は、委任状が必要です。

表面

		保育所等名 施設No.	
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書			
(宛先) 富山市長 次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。 また、市が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧し、 その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。			
令和 年 月 日		申請者(保護者)氏名	
申請に係る 小学校就学前 児童	氏名 (ふりがな)		生年月日及び年齢 令和(20)年 月 日生 (令和8年4月1日現在 歳)
	支給認定番号 市記入欄		障害者 手帳等※1 有 ☐
保護者住所・ 電話番号	申請 時点 (〒) 富山市	自宅電話 — — 携帯(父) — — 携帯(母) — —	
	2・3号 認定 申請の 場合	転居予定 無・有 転居予定日 未定・令和 年 月 日 転居先住所 (〒)	
申請する 認定区分	☐ 1号認定(幼稚園、認定こども園(教育部分)) → ①～④を記入してください。 ☐ 2・3号認定(保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育事業・企業主導型保育事業) → ①～⑧を記入してください。		
①入所を希望する期間、希望する施設(事業者)名			
入所開始希望日	☐ 令和8年4月1日 ☐ 年度途中月 → 令和 年 月 日		
入所を希望する 施設(事業者)名	第1希望		第4希望
	第2希望		第5希望
	第3希望		第6希望以降 無・有 → (別紙に記載してください)
②世帯の状況(世帯分離等に関わらず、同一住所に居住している場合は記入してください。) 世帯の状況は保育料算定のための基本情報であるため、正確な記入をお願いします。			
区分	氏名 (ふりがな)	続柄	生年月日 昭・平 年 月 日
保護者	同居 ☐ / 別居 ☐ (単身赴任 ☐ ※2) → 別居住所(〒)		職業、学校名、保育所等名
	同居 ☐ / 別居 ☐ (単身赴任 ☐ ※2) → 別居住所(〒)		障害者 手帳等※1 有 ☐
	同居 ☐ / 別居 ☐ (単身赴任 ☐ ※2) → 別居住所(〒)		代表保護者
保護者、申請 児童以外の 世帯員	(ふりがな)	大・昭・平・令 年 月 日	有 ☐
	(ふりがな)	大・昭・平・令 年 月 日	有 ☐
	(ふりがな)	大・昭・平・令 年 月 日	有 ☐
	(ふりがな)	大・昭・平・令 年 月 日	有 ☐
ひとり親家庭等医療費受給資格証 無・申請中・有 ⇒ 有の場合はコピーを添付してください。			
生活保護の適用 無・有 (年 月 日 保護開始)			
※申請児童、保護者(父母及び生計の中心者)の個人番号は、別紙「マイナンバー記入用紙」に記入してください。 ※1 障害者手帳等については、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当受給証明書・国民年金の障害基礎年金」 が該当します。有印の場合はコピーを添付してください。 ※2 県外の単身赴任の場合、単身赴任先での居住実態がわかる書類(賃貸借契約書の写し、住民票の写し、公共料金の請求書など)を添付してください。			

・申請者（保護者）氏名は、受付に
来る方の氏名を記載してください。

・申請者と受付に来る方が異なる
場合は、委任状が必要です。

〈申請時点で富山市に未転入〉

〈富山市内で転居予定あり〉

・現在の住所(市外)(市内)

+

・転入(転居)先(富山市)の住所

・転入(転居)時期

を転居予定欄等に記載してください。

・保護者は原則として児童の父母
(別居中の配偶者のほか、内縁関
係の方を含みます。)

・「代表保護者」にチェックのある保
護者宛てに書類を送付します。

・保護者、申請児童以外の、同居し
ている方を記載してください。

・書ききれない場合は、2枚目以降
に記載してください。

・同じ住所に居住している場合は、
世帯分離や内縁関係でも同居とみ
なします。

教育・保育給付認定申請書の記載方法（裏面）

裏面も忘れずに記載してください。

申請書下部の「注意事項」を必ず確認した上で申請してください。

裏面

③祖父母の状況（同居の場合は②欄に記入してください。）

父 方	祖父	☐ 同居	☐ 不存在（死別、離別等）	氏名	住所
		☐ 別居→			
	祖母	☐ 同居	☐ 不存在（死別、離別等）	氏名	住所
		☐ 別居→			
母 方	祖父	☐ 同居	☐ 不存在（死別、離別等）	氏名	住所
		☐ 別居→			
	祖母	☐ 同居	☐ 不存在（死別、離別等）	氏名	住所
		☐ 別居→			

④保護者の住民登録地（富山市外の場合は自治体名を記入してください。）

続柄	令和7年1月1日時点の住民登録地	令和8年1月1日時点の住民登録地
	☐ 富山市内	☐ 富山市内
	☐ 富山市外 ※3	☐ 富山市外 ※3
	☐ 国外 <給与証明・収入申告書の提出が後日必要になります。>	☐ 国外 <給与証明・収入申告書の提出が後日必要になります。>
	☐ 富山市内	☐ 富山市内
	☐ 富山市外 ※3	☐ 富山市外 ※3
	☐ 国外 <給与証明・収入申告書の提出が後日必要になります。>	☐ 国外 <給与証明・収入申告書の提出が後日必要になります。>
	☐ 富山市内	☐ 富山市内
	☐ 富山市外 ※3	☐ 富山市外 ※3

※3 富山市外の場合、保育料等の算定に必要な税情報について、マイナンバーを活用して情報連携を行い、各市区町村から取得します。申告の状況等によっては税情報の取得ができず、税資料の提出を依頼することがあります。

⑤保育の利用を必要とする事由

続柄	就労	妊娠・出産	疾病・障害	介護等	求職活動	起業準備	就学	災害復旧	その他
	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	()内に内容を記載してください。
	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	()

教育・保育給付認定の特例短時間の希望について

☐ 保育短時間認定を希望する（教育・保育給付認定等が保育標準時間認定（※4）に該当する場合でも）

※4 標準時間認定の例：月120時間以上の（就労・介護・看護・就学・起業準備）、妊娠・出産、疾病・障害等

⑥申請時点の出産予定

妊娠の有無	出産予定日	産前休暇予定開始日
☐ 無	☐ 有→ 令和 年 月 日	令和 年 月 日

⑦保育所等の利用について

希望の有無	利用希望時間	送迎者	送迎方法
☐ 平日（月～金）	： ～ ：	父・母・祖父母・他（ ）	車・自転車・徒歩・他（ ）
☐ 土曜日	： ～ ：	父・母・祖父母・他（ ）	車・自転車・徒歩・他（ ）
☐ 日曜日・祝日	： ～ ：	父・母・祖父母・他（ ）	車・自転車・徒歩・他（ ）

※利用できる曜日・時間は施設により異なります。

⑧兄弟姉妹（未就学児）の同時申込状況（同時に申請する児童がない場合は記入不要です。）

同時に申請する兄弟姉妹	同時に申請する兄弟姉妹
新規（2・3号）・転所・1号→2号	別紙「兄弟姉妹の同時申込み時の意向について」の提出が必要になります。
新規（2・3号）・転所・1号→2号	

注意事項

- *保育所等の入所について、施設等の受け入れ可能数を超える申込みがあった場合は富山市利用調整基準に基づき入所の可否を決定します。そのため、施設の状態などの理由により、希望する保育所等へ入所できない場合があります。
- *下記に該当する場合、入所決定が取り消しになる可能性があります。
 - ・入所月において就労開始や育児休業からの復帰ができなくなった場合
 - ・申請事由の保育必要事由に該当しなくなった場合（就労時間等の減少なども含む）
 - ・申請の内容において虚偽が発覚した場合
- *入所後の保育料等については、父母等の市町村民税所得割額の合計額により決定します。
- *②世帯状況のうち、代表保護者欄にチェック印がない場合は、保護者区分の上部に記載の保護者を代表保護者とします。

・申請児童の祖父母について記載してください。

・同居している場合は、表面の同居世帯員欄に記載してください。

・令和7年1月1日及び令和8年1月1日時点の住民登録地について記載してください。

・「税が未申告である」、「国外にいたため課税されない」等の場合、保育料の算定のため、税資料の提出が必要です。

「保育短時間認定を希望する」にチェックをすると、保育必要事由に関わらず、保育必要量を保育短時間で認定します。（保育必要量については6ページ）

よくある質問

Q 育児休業を延長したいので、入所不承諾通知書が欲しい。希望すれば優先度は下げてもらえるの？

A 富山市では、入所不承諾を希望するとの申出をいただいても、入所不承諾とする、優先度を下げるなどの取扱いはありません。入所不承諾を希望する方であっても、利用調整の結果次第で内定となることがあります。

就労証明書の記載方法と就労時間の計算について

就労を保育必要事由として入所申請をするときには、就労証明書を提出してください。

そのほか、個人事業主である場合や内職をしている場合は、別途申立書の提出が必要です。

就労証明書	
富山市長 宛	
証明日 西暦 年 月 日	
事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	
担当者名	
記載者連絡先	
下記の内容について、事実であることを証明いたします。 ※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。	
No.	項目
1	業種
2	フリガナ
3	雇用(予定)期間等
4	本人就労先事業所
5	雇用の形態
6	就労時間
7	就労実績
8	産前・産後休業の取得
9	育児休業の取得
10	産休・育休以外の休業の取得
11	復職(予定)年月日
12	育児のための短時間勤務制度利用の有無
13	保育士等としての勤務実態の有無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無
15	入所内定時育休短縮可否
16	育休延長可否
17	単身赴任期間(予定含む)
18	備考欄
19	保護者記載欄

証明日がない証明書は無効です。

記載内容について、市から問合せをすることがあります。記載担当者名・連絡先までもれなく記入してください。

No. 3:雇用(予定)期間等
入所申請月における就労(予定)がない場合は受付できません。

No. 9:育児休業の取得
入所申請月に休業を終了し、復職することが申請の要件です。
育児休業からの復職日が申請月の翌月以降の場合、「No. 15:入所内定時育休短縮可否」について「可」または「可(予定)」にチェックがなければ受付できません。

よくある質問

Q 雇用形態の違いや、就労場所の違いによって優先順位は違うの？

A 正規雇用のほか、パート、派遣社員などの雇用形態による優先順位の違いはありません。
また、居宅外労働が居宅内労働による違いありません。(ただし、内職をする場合を除きます。)

◆就労時間の計算について

利用調整基準においては、月当たりの就労時間により基礎点数が異なります。

保育の必要性の認定においては休憩時間を除いた就労時間が64時間以上あることが必要ですが、利用調整においては、休憩時間を含む就労時間を用いて採点します。

「6 就労時間」欄の記載内容により採点をしますので、よくご確認ください。

(1) 固定就労の場合

月間の就労時間により採点します。

合計時間は休憩時間を含んで記載してください。右側「うち休憩時間」欄に休憩時間のみ記載してください。

※「合計時間」は雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間（実績）ではありません。

※「一月当たり、一週当たりの就労日数」は、雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数（実績）ではありません。

(2) 変則就労の場合

月間の就労時間により採点します。

週間の就労時間により記載されている場合は、「週間の就労時間 × 4（週）」の時間により計算します。

(3) 育児のための短時間勤務制度を利用する場合

短時間勤務をする（予定）の方は、「No. 18:備考欄」の月間合計就労時間により採点します。

「No. 12」、「No. 18:備考欄①」を必ず記載してください。

◆留意事項

- ・被雇用者である場合は、就労者（保護者）本人が記載するのではなく、就労先事業者等に記載してもらってください。ただし、「No. 19:保護者記載欄」はこの限りではありません。入所申請締切までに提出がない場合は利用調整ができませんので、早めに用意してください。
- ・就労証明書への押印は不要です。ただし、記載事項の訂正・削除を行った場合は訂正印を押印してください。
- ・消せるボールペンで記載あるいは修正液等を使用した就労証明書は無効です。
- ・就労証明書の有効期限は、発行から3か月以内です。

よくある質問

Q ダブルワークをしているけど、優先順位に影響はあるの？

A 就労先が複数ある場合は、それぞれの事業者が作成した就労証明書を提出してください。合算した労働時間により利用調整を行います。

兄弟姉妹の同時申込み時の意向について

お子さん2人以上が同時に保育所等への入所・転所申請をする場合については、基本的に「施設の希望順位が低くても、全員が同じ保育施設を利用できる」ように利用調整をします。

しかし、利用調整の結果、「一人だけであれば入所・転所できる」または「別々の保育所等であれば入所・転所できる」ことが起こりえます。そのため、あらかじめ別紙「兄弟姉妹の同時申込み時の意向について」を記載していただき、意向を確認させていただきます。

記載内容は入所・転所の可否に影響しますので、内容をよく確認して記入してください。

重要

兄弟姉妹の同時申込み時の意向について

令和 年 月 日

申込み児童	児童①	児童②	児童③
氏名			
生年月日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日
申請区分	新規・1→2号・転所	新規・1→2号・転所	新規・1→2号・転所

兄弟姉妹の同時入所内定の原則

兄弟姉妹を同時に申請する場合（※以下、「入所」は1→2号、「転所」も含みます。）

希望順位の高い施設から順に「同時に同じ施設に入所」ができる施設を優先し、利用調整（入所の可否の判定）を行います。

例1

○：入所可	×	第1希望	第2希望	第3希望	結果	第1希望	第2希望	第3希望
×	×	兄	○	×	兄	○	×	○
○	○	弟	×	○	弟	×	○	○

※「同時に同じ施設に入所」ができる第3希望の施設に内定

「同時に同じ施設への入所」ができない場合、下記の意向に沿って利用調整（入所の可否の判定）を行います。
内容をご理解の上、設問①、②の点線枠部について、それぞれ回答してください。

設問①：全員回答してください。

兄弟姉妹のうち「1人だけ」入所ができる場合

	第1希望	第2希望	第3希望
兄	○	×	○
弟	×	×	×

兄のみが希望施設に入所できる場合

★注意 1人でも入所を希望する場合

- ・育児休業明けや就労予定での入所の場合、1人が入所した月のうちに就労を開始する必要があります。
- ・就労が開始できない場合は入所取消となります。（転所は転所元の継続も不可）
- ・求職活動での入所の場合、1人が入所した月から3か月以内に就労を開始する必要があります。

☐ ア 入所を希望しない

☐ イ 入所を希望する

同時に希望した施設に入所できる場合のみ内定
※1人でも不承諾者がいる場合は全員不承諾

希望順位の通りに1人だけでも内定 ★

指定した児童のみ、希望順位の通りに内定
※指定した児童が入所できない場合は全員不承諾 ★

※下の子の入所内定に伴い、育児休業からの復職を予定している場合などは、下の子を「指定する児童」にしてください。

指定する児童の氏名

設問②：希望先が第2希望以上ある場合のみ回答してください。

兄弟姉妹が「別々の施設であれば」同時に入所ができる場合

	第1希望	第2希望	第3希望
兄	○	×	×
弟	×	○	×

兄が第1希望のみ、弟が第2希望のみ
入所可能な場合など

注意

- ・原則希望順位にかかわらず、同時に同じ施設への入所を最優先に決定します。（例1参照）
- ・同時に同じ施設への入所ができない場合に、設問②の意向に沿って入所決定します。（例3参照）

☐ ウ 入所を希望しない

☐ エ 入所を希望する

兄弟姉妹が同時に同じ施設に入所できる場合のみ内定となります。

兄弟姉妹それぞれが希望順位の通りに別々の施設に内定となります。

設問①では、「一人だけであれば入所・転所できる」場合の意向をお尋ねします。

入所・転所不承諾になった児童の預け先について、あらかじめご検討の上で記載してください。

設問②では、「別々の施設であれば入所・転所できる」場合の意向をお尋ねします。

どの施設に決まった場合であっても送迎ができるか、あらかじめご検討の上で記載してください。

※入所の翌月以降から転所申請ができます。ただし、兄弟姉妹を同じ施設に通わせたい場合は優先的に利用調整されるものの、すぐに転所できるとは限りませんのでご承知おきください。

（利用調整基準については18ページ）

その他、意向についてご希望がある場合はご相談ください。
(071101)

よくある質問

Q 上の子の入所が決まったけど下の子が入所不承諾で育児休業から復職できません。上の子の入所はどうなるの？

A 復職予定で入所申請するときは、入所月に復職することが必要です。復職しない場合、上の子は内定取消または退所となります。「一人だけでも入所・転所を希望する」場合は、入所不承諾になった場合の事をご検討の上で選択してください。

26

保育所等の広域利用について

居住している市区町村とは異なる市区町村にある保育所等を利用することを、「広域利用」と呼んでいます。（市区町村によっては、管外利用とも呼ばれています。）

広域利用については、現在お住まいの市区町村、転入予定の有無によって申請方法が異なります。下記を確認した上で手続きをしてください。

◆富山市外在住の方が、富山市内の保育所等を利用したい場合

①利用開始月の前月末日までに富山市に転入する場合

富山市に直接入所申請をしてください。

富山市内在住の方と同じ条件で利用調整を行います。ただし、利用開始月の前月末日までの転入が確認できない場合は、内定が取消しとなります。

②富山市に転入予定がない、または、利用開始日以降に転入予定の場合

広域利用となります。

現在お住まいの市区町村の、保育所入所担当部署へ申請してください。

申請後、富山市への入所協議書類の到着をもって受付します。（締切日必着です。申請締切日は13ページを参照してください。）

利用調整の結果は、現在お住まいの市区町村の保育所入所担当部署に送付します。

富山市では、市外在住者の入所申請については、下記に該当する場合のみ可としています。

- ・保護者のいずれかが、富山市内で就労・就学している（就労・就学が決定している場合を含みます。）
- ・出産のため、一時的に富山市へ里帰りする
- ・祖父母等の親族が富山市内在住で、保育施設への送迎等に協力が得られる

この他、特に理由があって富山市内の保育施設の利用を希望する場合は、別途ご相談ください。

【注意!】

富山市内にお住まいの方の利用調整を行った後、なお受入れ可能な場合に、広域利用の利用調整を行います。富山市内在住の方の入所を優先します。

よくある質問

Q 富山市に転入予定だけど、土地勘がなくてどの保育所等が近いかわからない。地図はあるの？

A 子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」をご活用ください。お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。右の二次元コードからアクセスできます。



◆富山市内在住の方が、富山市外の保育所等を利用したい場合

①利用開始日までに富山市から転出する場合

転出先の市区町村の、保育所入所担当部署へ直接申請してください。必要書類や申請締切は、転出先の市区町村に確認してください。

ただし、転出先の市区町村から富山市を通して申請するよう指定がある場合は、富山市へ申請してください。

【注意!】

富山市へ申請するよう指定がある場合、富山市から転出先の市区町村へ書類を郵送する必要がありますので、指定された締切の1週間前までに申請してください。

②富山市からの転出予定がない場合

広域利用となります。

受入れ要件は保育施設の所在する市区町村が定めていますので、申請内容によっては、受付されない場合があります。

あらかじめ、入所申請の可否・必要書類・申請締切日などを、保育施設の所在する市区町村にご確認いただいた上で、富山市へ申請してください。

保育施設の所在する市区町村からの利用調整結果が届き次第、富山市から連絡します。

【注意!】

- ・富山市内の教育・保育施設を利用している場合は退所となります。二重に在籍はできません。
- ・原則として、富山市内の保育所等への入所申請と、市外の保育所等への入所申請の併願は認めていません。一人で受入れ枠を二人分以上使わないようにするための取扱いです。
- ・保育施設の所在する市区町村に書類を郵送しますので、指定された締切の1週間前までに申請してください。
- ・必要書類は原則として富山市の様式をご用意いただきますが、別途必要となる書類がないか、保育施設の所在する市区町村にご確認ください。

よくある質問

Q 富山市外の保育所等に入所するときは、保育料や副食費はその自治体が決定するの？

A 保育料を決定するのは住民登録のある自治体です。施設がどの自治体にあるかに関わらず富山市が保育料を決定します。副食費は入所する施設が定めた金額になりますが、副食費の免除・軽減の対象になるかは富山市が決定します。

入所してからの注意点

2・3号認定や保育料等の算定は、入所申請時の世帯状況・就労状況等に基づいて行います。

入所申請以降、世帯状況・就労状況等に変更があった場合は、随時変更手続きをしてください。

必要書類はホームページからダウンロードできます。

なお、入所した月のうちに変更となる場合は、内定取消しまたは退所となる場合があります。

(詳細は18ページ)



◆求職活動・起業準備等のため入所する方

入所から3か月以内に就労を開始または事業を開始することが、入所継続の要件です。

(例:4月1日入所の場合、6月30日までの就労開始が必要です。(7月1日就労開始は不可))

認定期間末日までに、就労証明書等を提出してください。

◆就労予定で入所申請する方

入所後1か月以内に、就労開始後に作成された就労証明書を提出してください。

◆有期雇用の方

雇用期間の満了前に、雇用期間が更新された就労証明書を提出してください。

◆出産予定で入所申請する方

入所後に、申立書④《妊娠・出産》にて出産日を報告してください。

◆入所後に富山市外に転出する方

富山市から転出する場合は退所となります。

広域利用に切り替えるための入所申請はできますが、引き続きの入所は保証されません。(広域利用については27ページ)

◆令和9年度4月以降の継続利用申請について

令和8年10月～11月頃に、継続利用申請に関する手続きの案内をします。このタイミングで、入所申請時から世帯状況・就労状況等に変更がないかを定期確認させていただきます。

継続利用申請書(現況届)のほか、保育を必要とする事由を証明する書類の提出が必要です。書類提出がない場合や保育の必要性を確認することができない場合は、退所となりますのでご注意ください。

よくある質問

Q 入所後に転職活動のために仕事を辞めたら、引き続き利用はできるの？

A 就労の保育の必要性がなくなるため、退職日の属する月の月末で退所となります。引き続き利用するためには、その月のうちに別の仕事を始めるなど、保育の必要性が確認できることが利用の要件となります。

保育料・給食費・延長保育料について

富山市在住の児童の保育料は、どの保育所等を利用しているかに関わらず、富山市が決定します。
 3歳以上児（4月1日時点で3歳以上）の保育料は無料です。ただし、別途給食費がかかります。
年度途中で満3歳になったとしても、その年度末まで保育料を負担していただく必要があります。

◆保育料の決定について（3歳未満児）

①階層区分の判定

階層区分は、保護者（※1）の市町村民税所得割額（以下、単に「所得割額」といいます。）の合計額により決定します。

※1 保護者は原則として父母とし、別居中の配偶者のほか、内縁関係の方を含みます。

父母ともに住民税が非課税である場合は、同居の祖父母のうち高い方の所得割額により決定します。

同じ住所に居住している場合は、世帯分離や内縁関係であっても、同居とみなします。

なお、保育料等の算定で用いる所得割額は、一部の控除（※2）が適用される前の所得割額です。算定に用いる所得割額と実際の課税額は異なることがあります。

※2 寄附金控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除、

住宅借入金等特別控除、認定長期優良住宅新築等特別控除、認定低炭素住宅新築等特別控除

②多子軽減の適用の判定

保育所等に同時入所している（※3）お子さんがいる場合は、次のとおり保育料が軽減されます。

ただし、第3階層である場合は、第1子の児童は多子軽減の対象外（基準額）です。

A 同時入所している児童のうち、1番目の子は基準額、2番目の子は半額、3番目以降の子は無料になります。

例：

	第1子	第2子
	保育所	保育所
負担額	基準額	半額

	第1子	第2子	第3子
	保育所	保育所	保育所
負担額	基準額	半額	無料

B 同時入所している児童のうち、1番下の子が第3子以降の児童かつ3歳未満児の場合、同時入所している子のうち1番目の子が半額、2番目の子が半額、3番目以降の子は無料になります。

例：

	第1子	第2子	第3子 (3歳未満児)
	保育所	保育所	保育所
負担額	半額	半額	無料

	第1子	第2子	第3子 (3歳未満児)
	小学校以上	保育所	保育所
負担額	－	半額	無料

※3 「同時入所している」施設は、同じ保育施設である必要はありません。

次の施設に在籍・利用していることが多子軽減適用の要件です。

- a 認可保育施設への在籍（1・2・3号認定を受けていること。）
- b 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設の通所部または企業主導型保育施設への在籍（在園証明書の提出が必要です。）
- c 児童発達支援施設または医療型児童発達支援施設の利用
（在園証明書と通所受給者証の写しの提出が必要です。）

認可外保育施設の利用は、多子軽減適用の対象外です。

③ひとり親世帯等（※4）への軽減の適用

ひとり親世帯等であり、所得割額77,101円未満の世帯の児童は、保育料が無料になります。

※4 「ひとり親世帯等」とは「ひとり親家庭等医療費受給資格のある世帯」または「障害者同居世帯」のことです。次のいずれかの書類の写しの提出により認定します。

- ・富山市ひとり親家庭等医療費受給者資格証
- ・障害者手帳
- ・特別児童扶養手当の受給証明書
- ・障害基礎年金の受給証書

④その他の多子世帯・低所得世帯への軽減の適用

- ・世帯内の第3子以降の児童については、無料になります。
- ・第4階層の一部（所得割額48,600円以上～57,700円未満）で世帯内の第1子の児童は半額になります。
- ・第3階層または第4階層の一部（所得割額48,600円以上～57,700円未満）で世帯内の第2子の児童は無料になります。

⑤保育料徴収額表の参照

- ①階層区分、②または④による軽減区分（基準額・半額）を判定し、保育料徴収額表を参照します。
- 認定される保育必要量（標準時間、短時間）により、金額が異なります。

よくある質問

Q 保育料の階層区分を調べたいけど、何の書類を見ればいいのか？

A 市区町村から発行される税額決定通知書や所得課税証明書の「市区町村民税所得割額」を参照してください。
なお、一部の税額控除は、その控除がないものとして保育料等を決定します。

◆保育料徴収額表

1 保育標準時間認定（月額）

階層区分	市町村民税所得割額	基準額	半額
第1階層	非課税（生活保護世帯等）	0円	0円
第2階層	非課税（所得割・均等割とも）	0円	0円
第3階層	0円（均等割のみ課税） ～ 48,600円未満	6,500円	3,250円
第4階層	48,600円以上 ～ 97,000円未満	23,000円	11,500円
第5階層	97,000円以上 ～ 169,000円未満	32,000円	16,000円
第6階層	169,000円以上 ～ 301,000円未満	48,800円	24,400円
第7階層	301,000円以上 ～ 397,000円未満	64,000円	32,000円
第8階層	397,000円以上 ～	73,600円	36,800円

2 保育短時間認定（月額）

階層区分	市町村民税所得割額	基準額	半額
第1階層	非課税（生活保護世帯等）	0円	0円
第2階層	非課税（所得割・均等割とも）	0円	0円
第3階層	0円（均等割のみ課税） ～ 48,600円未満	6,350円	3,170円
第4階層	48,600円以上 ～ 97,000円未満	22,600円	11,300円
第5階層	97,000円以上 ～ 169,000円未満	31,400円	15,700円
第6階層	169,000円以上 ～ 301,000円未満	47,900円	23,950円
第7階層	301,000円以上 ～ 397,000円未満	62,900円	31,450円
第8階層	397,000円以上 ～	72,300円	36,150円

◆給食費の決定について（3歳以上児）

給食費（主食費・副食費）は、施設が金額を設定します。主食は持参していただく施設もあります。

※物価高騰等により、令和8年度から給食費は表示金額より値上がりする可能性があります。

施設の種別	主食費	副食費	
市立保育所	主食持参	5,900円※	国の財源を活用し、保護者負担は4,500円※にしています。
市立認定こども園(2号認定児童)	800円※		
私立保育所・私立認定こども園	各施設へご確認ください。		

よくある質問

Q 子どもが体調不良で欠席したら、保育料は日割りで安くしてもらえるの？

A 保育料の日割り計算はされません。ただし、お子さんの入院や傷病により、同月内で16日以上（土日祝日を含む）連続して登所できなかった場合は、減免の制度がありますので、お問い合わせください。（診断書が必要です。）

◆副食費の免除・軽減について(2号認定児童)

給食費のうち、副食費については免除または軽減の制度があります。

副食費が免除となる方は次のとおりです。副食費の徴収はありません。

- ①所得割額が57,700円未満の世帯の児童
- ②所得割額が77,101円未満かつひとり親世帯等の児童
- ③3人以上が同時に入所している世帯で、入所児童のうち3人目以降の児童

副食費が軽減となる方は次のとおりです。軽減上限額は4,800円で、それを超える分はご負担いただく必要があります。

- ①所得割額が169,000円未満の世帯の、第3子以降の児童

◆所得割額の参照年度について

保育料等の算定の基となる市町村民税については、4月分から8月分、9月分から3月分で参照する年度が異なります。

令和8年4月分～令和8年8月分	令和8年9月分～令和9年3月分
令和7年度の税額により決定します。 (令和6年中の所得等に基づく)	令和8年度の税額により決定します。 (令和7年中の所得等に基づく)

◆保育料等の改定について(4月、9月)

4月分以降は、上の子の卒園等に伴い、多子軽減区分が変わることがあります。

9月分以降は、市町村民税の参照年度が変わります。

そのため、4月及び9月に、すべての児童について保育料等の算定を見直しすることとしています。

再算定した結果について、4月以降分は3月下旬に、9月以降分は8月下旬に通知します。

◆税額が確認できない場合

税が未申告である、海外にいたため課税されない等の理由により所得割額を確認できない場合は、税額や総収入額等を確認できる資料の提出を市から別途依頼します。期日までに提出がない場合、保育料は最高額、副食費は施設が設定する金額と一旦決定させていただきます。

一旦決定した後でも、税額や総収入額等を確認できる資料の提出、または、税の更正等により所得割額の変更があった場合には、保育料等の再算定を行います。

ただし、現年度分の保育料等について再算定を行うのは、現年度内に限ります。年度を過ぎてから資料を提出されたり、更正が判明したりしても、再算定を行うことはできません。

算定の結果、保育料・副食費等に変更がある場合は、市から通知します。

課税年度の1月1日時点の 居住地（住民登録地）	税情報の 提出要否	備考
①富山市内	不要	税が未申告の場合は確認できません。
②富山市外（国内）	原則必要 （※5）	無収入だった場合であっても、税務担当課で無収入であった旨の申告をしてください。
③日本国外	必要	海外での収入を含む、前年中の収入を基に市民税額を推計します。収入等申立書（富山市様式）及び収入のわかる書類を提出してください。

※5 マイナンバーの確認と、課税年度の1月1日時点で居住していた市区町村の確認により省略できます。

◆保育料・給食費の納入について

保育料・給食費の納入先は次のとおりです。

施設の種別	保育料（3歳未満児）	給食費（3歳以上児）	
		主食費	副食費
市立保育所	富山市	なし	富山市
市立認定こども園	富山市	富山市	
私立保育所	富山市	施設	
私立認定こども園	施設	施設	
地域型保育事業	施設		

富山市へは、口座振替により納入していただきます。振替日は保育月の翌月5日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

施設への納入方法・納入期限は各施設によりしますので、施設へご確認ください。

◆延長保育料について

保育標準時間、保育短時間それぞれについて施設が定める利用時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

延長保育料は施設が金額を設定しますので、施設へご確認ください。

保育料階層区分が第1階層または第2階層の世帯であれば、延長保育料の減免制度があります。詳細は利用する施設にお問い合わせください。

よくある質問

Q 里帰り出産に子どもを同行させるので長期間休ませるけど、引き続き在籍できるの？

A 里帰り出産は、自己都合による欠席とみなされるため、欠席が1か月以上続く見込みであれば、退所となります。

一時保育（一時預かり）について

一部の保育所等では、保護者の都合（仕事・通院や治療・冠婚葬祭・引越し等）により、お子さんを家庭で保育できない場合に、一時的にお預かりする一時保育（一時預かり）を行っています。

◆申込み方法

事前にご希望の施設に直接お申込みください。

※施設によっては、利用日前日までの事前登録を必要とする場合がありますので、利用を考えている方は、前もってご希望の施設にご相談ください。

◆実施施設

富山市内保育所等一覧（40～46ページ）により確認してください。

月～金曜日に実施している施設は、「一時保育」欄に○がついている施設です。

土・日・祝日に実施している施設は、「休日一時保育」欄に○がついている施設です。

◆利用可能なお子さん

富山市内にお住まいの、健康なお子さん

※里帰り出産に伴い富山市に滞在中の場合に限り、市外にお住まいのお子さんの受入れをしています。

◆利用可能年齢・利用時間帯・利用料金について

公立施設	4時間以上（昼食あり）：3,000円
8:30～16:30	（食事代300円を含みます。）
生後6か月から	4時間未満（昼食なし）：1,500円
	4時間未満（昼食あり）：1,800円
私立施設	各施設にお問い合わせください。

ホームページに実施施設の一覧、料金等を掲載しておりますが、変更となる場合があります。
最新の情報は施設にお問い合わせください。



よくある質問

Q 入所不承諾だったので育児休業を延長したいけど、育児休業給付金の手続きはどうすればいいの？

A 手続きについては、勤務先のご担当者や、ハローワークにお問い合わせください。
入所不承諾通知書の提出が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

病児保育について

病児病後児対応型（+お迎え型）と体調不良児対応型の、2種類の病児保育を行っています。

◆病児・病後児対応型（+お迎え型）について

病気や病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保護者の勤務などの都合で保育できない場合にお預かりする病児保育（病児・病後児保育）を行っています。

また、一部の病児保育施設では、保育所等で急にお子さんの体調が悪くなったときに、保護者に代わって看護師等がタクシーで保育所等までお迎えに行き、かかりつけ医などを受診した後、実施施設の病児保育室でお子さんをお預かりするお迎え型病児保育を行っています。

申込み方法	事前にご希望の施設に直接お申込みください。 （申込み方法は各施設に確認してください。） ※お迎え型を利用する場合は、事前の登録が必要です。
料金	1日2,000円（ひとり親家庭、市民税非課税世帯には利用料を助成しています） ※お迎え型を利用する場合 2,000円+タクシー代の4分の1（富山市民の場合）
実施施設 対象となる 病気や状態	ホームページに実施施設の一覧を掲載しておりますが、変更となる場合があります。 最新の情報は施設にお問い合わせください。 

◆体調不良児対応型について

保育所等に通所中のお子さんが保育中に突然熱が出るなど体調不良となった場合に、一部の保育所等では、保護者が迎えにこられるまでの間、一時的にお子さんをお預かりする病児保育（体調不良児対応型）を行っています。当該保育所等に通所しているお子さんが対象となります。

実施施設は、富山市内保育所等一覧（40～46ページ）により確認してください。

よくある質問

Q 子どもが発熱していたら、保育所等は休まなければならないの？

A 「保育所における感染症対策ガイドライン」（こども家庭庁）では24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、解熱剤を使用している場合は登園を控えるのが望ましいとされています。37.5℃を超える場合は、お子さんの健康状態によって、登園できるかどうかの判断が施設ごとに異なる場合がありますので、施設へご確認ください。

入所不承諾通知を受け取ったら

入所不承諾となった場合にできることとして、保育所等入所再申請や、その他ご利用いただける制度について案内いたします。ご家庭の状況に応じて、どのような準備・方法でご対応できるかご検討ください。

◆ 保育所等入所再申請について

再申請の方法や締切日については「入所不承諾通知書」に記載していますので、よくご確認ください。

自動的に再申請はされません。希望施設の変更等がない場合でも、手続きが必要です。

令和8年度入所に申請された書類は、令和9年3月入所まで有効です。就労状況等、申請内容に変更がある場合は、変更のある書類のみ改めて提出してください。

＊希望施設数に制限はありません。通える範囲で希望施設の追加検討をおすすめしています。

＊希望施設の追加・順位変更がある場合は、ご連絡ください。締切日まで変更できます。

◆ 企業主導型保育施設・認可外保育施設・一時保育（一時預かり）の利用について

企業主導型保育施設・認可外保育施設について、入所手続きや、入所可能年齢、保育料、保育時間など、運営や設備はそれぞれの保育施設によって異なります。

利用を希望する方は直接施設へお問い合わせください。

保育所等では、保護者の都合により、お子さんを家庭で保育できない場合に、一時的にお預かりする一時保育（一時預かり）を行っています。詳細は、35ページをご覧ください。



◆ 幼稚園等（1号認定）の利用について

満3歳から教育給付認定（1号認定）を受けて、幼稚園または認定こども園（幼稚園部分）を利用することができます。ただし、入所可能年齢や教育標準時間（4時間程度の預かり時間）は施設によって異なります。利用を希望する方は直接施設へお問い合わせください。

なお、教育標準時間の保育料は無料です。ただし別途給食費がかかります。

教育標準時間を超えての保育（預かり保育事業）を提供していますが、実施日や時間、料金体系は施設により異なります。

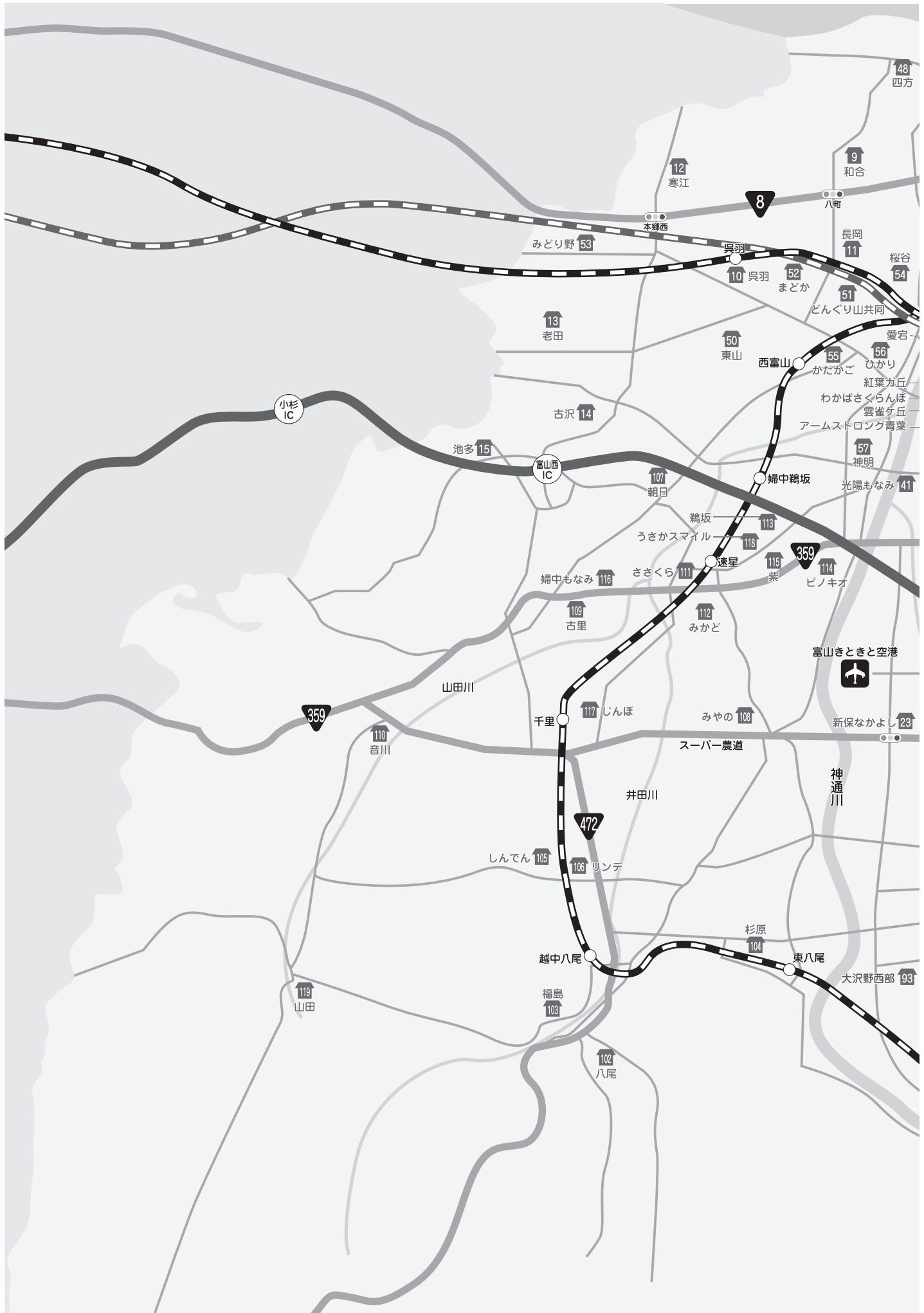


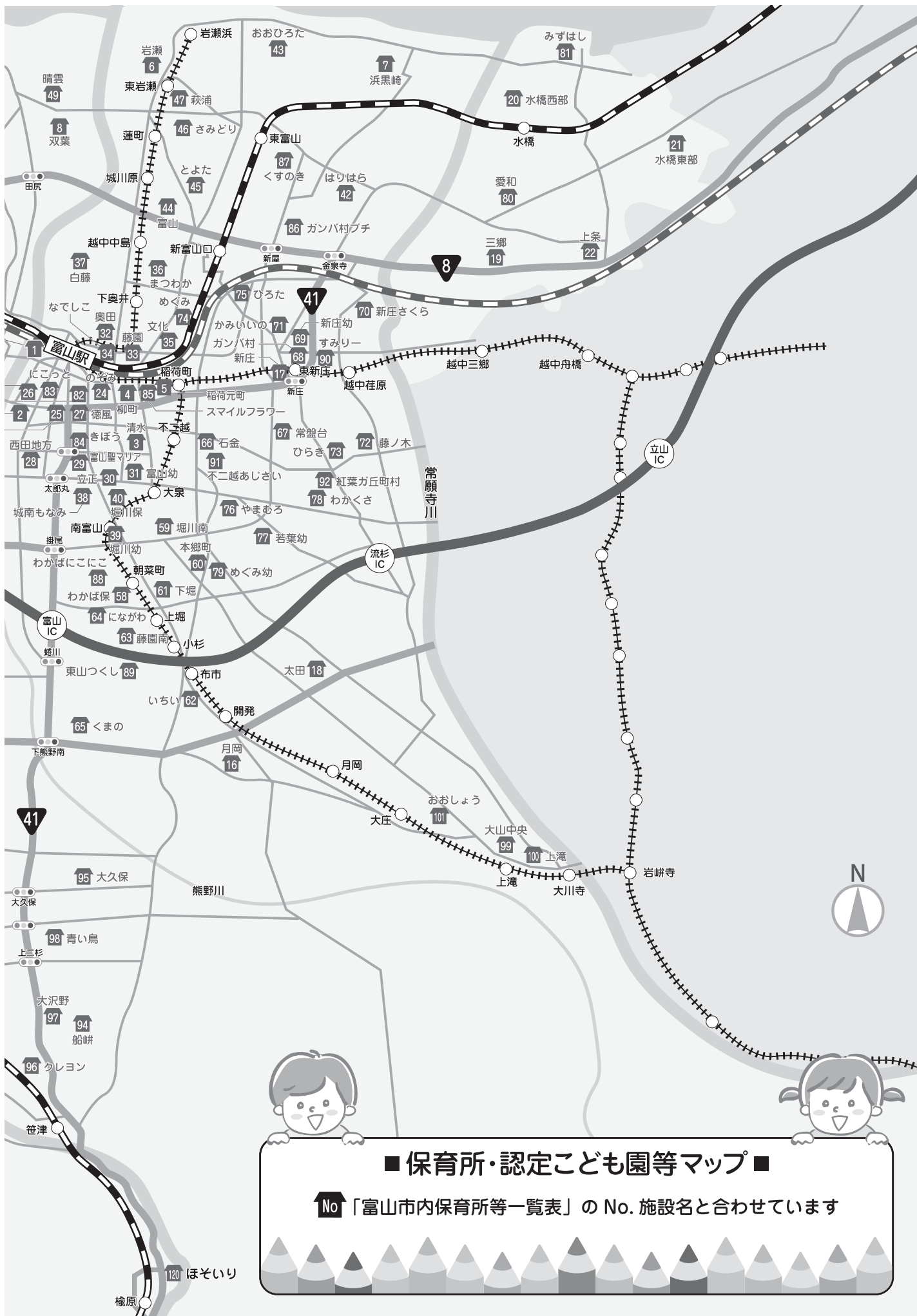
◆ 子育てのための施設等利用給付認定について

保育所等（2・3号認定）に入所していない方で認可外保育施設、一時保育（一時預かり）、幼稚園等（1号認定）の預かり保育事業の利用を検討されている方は、利用前に子育てのための施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受けることによって、利用料の一部について助成を受けられる場合があります。

※無償化対象となる施設や、認定要件、手続きについては二次元コードをご参照ください。







■ 保育所・認定こども園等マップ ■

No. 「富山市内保育所等一覧表」の No. 施設名と合わせています



富山市内保育所等一覧表 (R8.4.1予定)

各施設の特徴・諸経費等や、施設ホームページは、二次元コードから参照できます。

施設概要
(富山市HP)



地域	公私立	区域	小学校区	No. 施設名	定員	入所可能年齢	所在地	電話番号 市外局番 (076)	開所時間	特別保育(※1)				
										一時保育	休日一時保育	休日保育	年末保育	体調不良児
富山	公立 保育所	中央	芝園	1 あたご 愛宕保育所	100	生後8週	愛宕町一丁目2-2	432-5052	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00					○
		中央	芝園	2 ひばりがおか 雲雀ヶ丘保育所	100	生後8週	鹿島町一丁目3-16	424-0472	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				
		中央	中央	3 しみず 清水保育所	95	生後8週	旭町10-17	423-1630	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00					
		中央	柳町	4 やなぎまち 柳町保育所	110	生後8週	於保多町1-23	432-7051	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				
		中央	柳町	5 いなりもとまち 稲荷元町保育所	105	生後8週	稲荷元町二丁目13-13	441-6719	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00					
		北部	岩瀬	6 いわせ 岩瀬保育所	90	生後8週	岩瀬御蔵町1	437-9675	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 14:00					
		北部	大広田	7 はまぐろさき 浜黒崎保育所	70	生後8週	古志町三丁目1-3	437-9845	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 14:00	○				
		和合	草島	8 ふたば 双葉保育所	55	生後8週	草島256-1	435-0222	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00					
		和合	倉垣	9 わごう 和合保育所	55	生後8週	布目4173	435-0386	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 14:00					
		呉羽	呉羽	10 くれば 呉羽保育所	175	生後8週	呉羽町2247-18	434-2446	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				○
		呉羽	長岡	11 ながおか 長岡保育所(※2)	65	生後8週	呉羽町4990 (旧呉羽保育所)	432-2593	平 7:15 ~ 18:15 土 7:15 ~ 14:15					
		呉羽	寒江	12 さむえ 寒江保育所	40	生後8週	本郷中部264	436-5611	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 14:00					
		呉羽	老田	13 おいだ 老田保育所	80	生後8週	中老田315	436-5201	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 14:00					
		呉羽	古沢	14 ふるさわ 古沢保育所	50	生後8週	古沢498	434-1079	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 14:00					
		呉羽	池多	15 いけだ 池多保育所	30	生後8週	西押川1492	436-6200	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 14:00					
		南部	月岡	16 つきおか 月岡保育所	90	生後8週	月見町四丁目41	429-4263	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00					
		東部	新庄	17 しんじょう 新庄保育所	140	生後8週	新庄町三丁目4-20	432-7290	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				
		東部	太田	18 おおた 太田保育所	70	生後8週	城村168-3	424-0564	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00					
		水橋	水橋学園	19 さんごう 三郷保育所	65	生後8週	水橋小路338-1	478-2207	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 14:00	○				
		水橋	水橋学園	20 みずはしせいぶ 水橋西部保育所	65	生後8週	水橋辻ヶ堂667	478-0577	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 14:00					
		水橋	水橋学園	21 みずはしとうぶ 水橋東部保育所	30	生後8週	水橋小池391	478-3251	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 14:00					
		水橋	水橋学園	22 じょうじょう 上条保育所	60	生後8週	水橋石割72-2	478-1008	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 14:00					

地域	公私立	区域	小学校区	No. 施設名	定員	入所可能年齢	所在地	電話番号 市外局番 (076)	開所時間	特別保育(※1)				
										一時保育	休日一時保育	休日保育	年末保育	体調不良児
富山	公立認定こども園	南部	新保	23 しんぼ 新保なかよし認定こども園	140	生後8週	任海463	429-5885	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 14:00					
	私立認定こども園	中央	芝園	24 のぞみ保育園	90	生後8週	東田地方町一丁目5-27	441-8481	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 18:00 休 8:30 ~ 17:30	○		○	○	
		中央	芝園	25 あおば アームストロング青葉幼稚園	90	生後6か月	丸の内二丁目8-1	421-4090	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00					
		中央	芝園	26 もみじがおか 紅葉が丘認定こども園	30	3歳児	愛宕町二丁目7-23	442-1770	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00					
		中央	芝園	27 とくふう 徳風幼稚園	90	生後9か月	総曲輪二丁目7-12	421-4045	平 7:30 ~ 19:00 土 7:30 ~ 18:30					○
		中央	西田地方	28 にしでんちがた 西田地方保育園	220	生後8週	西田地方町二丁目10番30号	421-7481	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:00	○		○	○	○
		中央	中央	29 とやませい 富山聖マリア保育園	120	生後8週	星井町三丁目9-1	421-6962	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 18:00	○			○	○
		中央	中央	30 りっしょう 立正幼稚園	60	生後8か月	梅沢町二丁目10-5	423-7380	平 7:30 ~ 19:00 土 7:30 ~ 18:30					○
		中央	中央	31 とやま 富山幼稚園	36	生後6か月	梅沢町三丁目19-27	421-5000	平 7:30 ~ 19:00 土 7:30 ~ 18:30					○
		中央	奥田	32 おくだ 奥田保育園	140	生後8週	奥田寿町10-2	431-0606	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00	○			○	○
		中央	奥田	33 どうえん 藤園幼稚園	50	1歳児	赤江町6-7	432-2292	平 7:30 ~ 18:30 土 7:30 ~ 18:30	○				○
		中央	奥田	34 なでしこ保育園	150	生後8週	牛島新町7-3	431-2563	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 18:00	○			○	○
		中央	奥田	35 ぶんか 文化幼稚園	63	生後8か月	窪本町3-5	432-4284	平 7:30 ~ 18:30 土 7:30 ~ 18:30	○				
		中央	奥田北	36 まつわか保育園	140	生後8週	松若町16-37	441-8371	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:15	○		○	○	○
		中央	奥田北	37 しらふじ 白藤幼稚園	99	生後6か月	中島三丁目3-84	431-2869	平 7:30 ~ 19:00 土 7:30 ~ 18:30	○				○
		中央	堀川	38 じょうなん 城南もなみ学園	145	生後8週	太郎丸本町三丁目2-6	493-1234	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○			○	○
		中央	堀川	39 ほりかわ 堀川幼稚園	90	生後12か月	大町1区西部3	423-3735	平 7:30 ~ 18:30 土 7:30 ~ 18:30					○
		中央	堀川	40 ほりかわ 堀川保育園	165	生後8週	堀川小泉町一丁目16-24	421-9456	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00			○	○	○
		中央	光陽	41 こうよう 光陽もなみ保育園	220	生後8週	布瀬町南二丁目3-6	421-4964	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:30			○	○	○

※1 特別保育の説明は、35、36ページをご覧ください。

※2 建て替えに伴い、令和7年7月に旧呉羽保育所(呉羽町4990)に移転しました。

* 認定こども園の定員は、2・3号の定員です。

* 職員の配置状況等によっては対応できない場合があります。

各施設の特徴・諸経費等や、施設ホームページは、二次元コードから参照できます。

施設概要
(富山市HP)



地域	公私立	区域	小学校区	No. 施設名	定員	入所可能年齢	所在地	電話番号 市外局番 (076)	開所時間	特別保育(※1)				
										一時保育	休日一時保育	休日保育	年末保育	体調不良児
富山	私立認定 こども園	北部	針原	42 はりはら保育園	150	生後8週	針原中町847-1	451-1768	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:30	○		○		○
		北部	大広田	43 おおひろたこども園	165	生後8週	海岸通165-1	437-9923	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:30	○		○	○	○
		北部	豊田	44 とやま 富山認定こども園	90	生後8週	豊丘町28-20	437-9494	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○			○	○
		北部	豊田	45 とよた保育園	180	生後8週	豊田本町一丁目2-3	438-5171	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:15	○		○	○	○
		北部	萩浦	46 さみどり認定こども園	130	生後8週	千原崎二丁目4-23	438-3878	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○			○	
		北部	萩浦	47 はぎうら 萩浦保育園	140	生後8週	高畠町二丁目3-23	437-7081	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 7:30 ~ 18:00	○		○	○	○
		和合	四方	48 よかた 四方こども園	107	生後8週	四方608-1	435-0098	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:15			○	○	○
		和合	草島	49 せいうん 晴雲幼稚園	148	生後6か月	草島331	435-2626	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				○
		呉羽	呉羽	50 ひがしやま 東山保育園	135	生後8週	吉作4303-1	436-6810	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:00 ~ 18:00			○	○	
		呉羽	長岡	51 やまきようどう どんぐり山共同保育園	24	1歳児	北代5165	436-7590	平 7:30 ~ 18:30 土 7:30 ~ 18:30	○				
		呉羽	長岡	52 まどか幼稚園	75	生後12か月	北代4139	436-5411	平 7:30 ~ 19:00 土 7:30 ~ 18:30	○				
		呉羽	老田	53 とやまたんきだいかくふぞく 富山短期大学付属みどり野幼稚園	25	3歳児	願海寺水口444	434-0898	平 7:30 ~ 18:30					
		西部	桜谷	54 さくらだに 桜谷保育園	160	生後8週	石坂新68-3	432-4755	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00	○			○	○
		西部	五福	55 かたかご保育園	155	生後8週	五福9区4323	433-2622	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 18:00 休 8:30 ~ 17:30	○		○	○	○
		西部	五福	56 ひかり保育園	90	生後8週	五福1区545	441-5919	平 7:00 ~ 19:30 土 7:00 ~ 18:00	○				
		西部	神明	57 しんめい 神明こども園	100	生後8週	高田91-2	421-0761	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 18:00 休 8:30 ~ 17:30	○		○	○	○
		南部	堀川南	58 わかば保育園	180	生後8週	堀川町55	424-8833	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:00 ~ 18:00	○		○	○	○
		南部	堀川南	59 ほりかわみなみ 堀川南保育園	100	生後8週	大町16-1	492-2201	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 18:00				○	
		南部	堀川南	60 ほんごうまち 本郷町保育園	40	生後6か月	本郷町13-8	491-4150	平 7:30 ~ 18:30 土 7:30 ~ 15:30	○				
		南部	堀川南	61 しもほり 下堀こども園	125	生後8週	下堀8	481-6823	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				○

地域	公私立	区域	小学校区	No. 施設名	定員	入所可能年齢	所在地	電話番号 市外局番 (076)	開所時間	特別保育(※1)				
										一時保育	休日一時保育	休日保育	年末保育	体調不良児
富山	私立認定 こども園	南部	蜷川	62 いちい保育園	230	生後8週	布市682-1	429-6161	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○			○	○
		南部	蜷川	63 どうえんみなみ 藤園南幼稚園	60	1歳児	朝菜町一丁目15	425-2200	平 7:30 ~ 18:30 土 7:30 ~ 18:30	○				○
		南部	蜷川	64 にながわ保育園	170	生後8週	上袋1-1	421-1701	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:00	○		○	○	○
		南部	熊野	65 くまのこども園	140	生後8週	愚王寺51	429-4213	平 7:00 ~ 20:00 土 7:30 ~ 17:30 休 8:30 ~ 17:15	○		○	○	○
		東部	東部	66 いしかがね 石金こども園	245	生後8週	石金三丁目2-37	421-0884	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:00 ~ 18:00	○		○	○	○
		東部	新庄	67 ときわだい 常盤台保育園	210	生後8週	経堂367-2	424-9121	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				
		東部	新庄	68 むら ガンバ村保育園	120	生後8週	新庄町二丁目15-33	442-0088	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○		△ ※3	○	○
		東部	新庄	69 しんじょう 新庄幼稚園	130	生後9か月	新庄町102	451-9777	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 18:00					○
		東部	新庄北	70 しんじょう 新庄さくら保育園	130	生後8週	新庄銀座二丁目7-12	452-0139	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00 休 8:30 ~ 17:30	○	○	○	○	○
		東部	新庄北	71 かみいいの認定こども園	140	生後8週	上飯野19-2	452-5001	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:00	○		○	○	○
		東部	藤ノ木	72 ふじのき 藤ノ木こども園	196	生後6か月	藤木1291	492-3355	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 18:00	○				
		東部	藤ノ木	73 ひらきこども園	90	生後8週	開202-1	461-7966	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 18:00 休 8:30 ~ 17:00	○		○		○
		土曜保育、休日保育は、No.76 やまむろこども園にて実施												
		東部	広田	74 めぐみこども園	158	生後8週	上赤江町一丁目14-33	441-2305	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:30	○		○	○	○
		東部	広田	75 ひろたこども園	200	生後8週	鍋田17-55	451-5430	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:30	○		○	○	○
		東部	山室	76 やまむろこども園	160	生後8週	山室5-3	421-3362	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 18:00 休 8:30 ~ 17:00	○		○		○
		東部	山室中部	77 わかば 若葉幼稚園	30	3歳児	中川原193-2	423-1152	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				
		東部	山室中部	78 わかくさ保育園	365	生後8週	町村341-1	492-1193	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 19:00 休 8:30 ~ 17:30	○	○	○	○	○
		東部	太田	79 めぐみ幼稚園	100	生後10か月	太田北区159番地	423-2531	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 18:00					○
		水橋	水橋学園	80 あいわ 愛和こども園	80	生後8週	水橋肘崎57-1	478-1150	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 18:00	○			○	○
		水橋	水橋学園	81 みずはしこども園	80	生後8週	水橋中村町203-1	478-0479	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 18:00 休 8:30 ~ 16:30	○		○	○	○

※3 休日保育は、祝日（開園日）のみ実施します。

各施設の特徴・諸経費等や、施設ホームページは、二次元コードから参照できます。

施設概要
(富山市HP)



地域	公私立	区域	小学校区	No. 施設名	定員	入所可能年齢	所在地	電話番号 市外局番 (076)	開所時間	特別保育(※1)			
										一時保育	休日一時保育	休日保育	年末保育 体調不良児
富山	私立 地域型 保育事業 (※4)	中央	芝園	82 わかばさくらんぼ園 連携施設は No.66 石金こども園 土曜保育、休日保育は、No.66 石金こども園にて実施	12	生後8週	新桜町6-15 Toyama Sakuraビル1階	471-7085	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00 休 8:00 ~ 18:00	○		○	○
		中央	芝園	83 にこっと保育園 連携施設は No.70 新庄さくら保育園、No.78 わかくさ保育園、No.111 ささくら保育園、No.117 じんば保育園	9	生後8週	新総曲輪1-7 2階	482-3493	平 8:00 ~ 19:00 土 8:00 ~ 19:00				○
		中央	中央	84 きぼう保育園 連携施設は No.61 下堀こども園、No.66 石金こども園	5	生後8週	中野新町一丁目2-10	464-5211	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00 休 8:00 ~ 18:00	○		○	
		中央	柳町	85 ナースリールームスマイルフラワー 連携施設は No.24 のぞみ保育園	5	生後8週	稲荷元町一丁目7-5	456-9020	平 7:00 ~ 18:00 土 7:00 ~ 18:00				
		北部	針原	86 ぐんぱ村保育園petit 連携施設は No.68 ぐんぱ村保育園	13	生後8週	小西170	452-3715	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00			△ ※3	○
		北部	針原	87 さいせいかいとやま 済生会富山くすのき保育園 連携施設の設定については、くすのき保育園にお問い合わせください。	7	生後8週	下飯野301	437-1804	平 7:30 ~ 19:30 土 7:30 ~ 19:30				○
		南部	堀川南	88 わかばにこにこ園 連携施設は No.58 わかば保育園	19	生後8週	堀川町455	424-8835	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00 休 8:00 ~ 18:00	○		○	○
		南部	熊野	89 ひかしやま 東山つくし園 連携施設は No.61 下堀こども園、No.62 いちい保育園	19	生後8週	石田2128-3	428-5294	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○			
		東部	新庄北	90 すみりー新庄園 連携施設は No.70 新庄さくら保育園	5	生後8週	向新庄町一丁目5-19	451-2664	平 8:00 ~ 17:30 土 8:00 ~ 17:30	○			
		東部	山室	91 ふじこし 不二越あじさい保育園 連携施設は No.30 立正幼稚園、No.38 城南もなみ学園	21	生後8週	中市二丁目217-2	492-3167	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 7:00 ~ 20:00			△ ※3	
		東部	山室中部	92 もみじがおかまちわら 紅葉が丘町村保育園 連携施設は No.26 紅葉が丘認定こども園	19	生後9か月	町村二丁目199-1	461-4746	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00				

※4 地域型保育事業施設は、0～2歳児までを受入れする施設です。

3歳児以降の卒園後の進級先の確保のため、各地域型保育事業施設で連携施設を設定しています。

卒園に伴い連携施設への入所を希望する場合は、各地域型保育事業施設に申し出てください。

地域	公私立	区域	小学校区	No. 施設名	定員	入所可能年齢	所在地	電話番号 市外局番 (076)	開所時間	特別保育(※1)				
										一時保育	休日一時保育	休日保育	年末保育	体調不良児
大沢野	公立 保育所	大沢野 細入	大沢野	93 おおさわのせいぶ 大沢野西部保育所	75	生後6か月	上二杉591	468-2086	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00					
		大沢野 細入	船峠	94 ふなくら 船峠保育所	40	生後8週	坂本482	468-2659	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 14:00					
	公立認定 こども園	大沢野 細入	大久保	95 おおくぼ 大久保認定こども園	200	生後8週	下大久保311	468-2670	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				○
	私立認定 こども園	大沢野 細入	大沢野	96 クレヨン	120	生後8週	西大沢148-6	468-2656	平 7:00 ~ 19:30 土 7:00 ~ 19:30 休 8:00 ~ 18:00	○	○	○	○	○
		大沢野 細入	大沢野	97 おおさわの 大沢野こども園	215	生後8週	上大久保267-5	468-2658	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 19:00 休 8:30 ~ 17:30	○		○	○	○
		大沢野 細入	大久保	98 あおとり 青い鳥保育園	70	生後8週	上大久保892	467-0928	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 18:00	○			○	
大山	公立 保育所	大山	上滝	99 おおやまちゅうおう 大山中央保育所	35	生後8週	中滝16	483-1805	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				
	私立認定 こども園	大山	上滝	100 かみだき 上滝保育園	50	生後8週	上滝499	483-1043	平 7:00 ~ 18:30 土 7:00 ~ 18:30	○	○		○	○
		大山	大庄	101 おおしょう保育園	115	生後8週	田畠493-2	483-1007	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 16:30	○		○	○	○
八尾	公立 保育所	八尾 山田	八尾	102 やつお 八尾保育所	45	生後8週	八尾町下笹原5225	454-2203	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00					
		八尾 山田	八尾	103 ふくしま 福島保育所	80	生後8週	八尾町福島961	454-6367	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				○
	私立認定 こども園	八尾 山田	杉原	104 すぎはら 杉原こども園	326	生後8週	八尾町黒田2630	454-3406	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 19:00 休 8:30 ~ 17:30	○		○	○	○
		八尾 山田	保内	105 しんでん保育園	90	生後8週	八尾町新田236-2	454-2746	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:30	○		○		○
		八尾 山田	保内	106 リンデ幼稚園	20	1歳児	八尾町高善寺164	454-2621	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				

よくある質問

Q 日曜日や祝日に保育園を利用することはできるの？

A 日曜日・祝日(振替休日含む)・年末年始(12月29日～1月3日)は休所日です。
一部の保育所等では、保護者が仕事のため保育ができない場合に、休日・年末保育を実施しています。



各施設の特徴・諸経費等や、施設ホームページは、二次元コードから参照できます。

施設概要
(富山市HP)



地域	公私立	区域	小学校区	No. 施設名	定員	入所可能年齢	所在地	電話番号 市外局番 (076)	開所時間	特別保育(※1)				
										一時保育	休日一時保育	休日保育	年末保育	体調不良児
婦中	公立 保育所	婦中	朝日	107 あさひ朝日保育所	65	生後8週	婦中町友坂417-2	469-2379	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 18:00					
		婦中	宮野	108 みやの保育所	230	生後8週	婦中町地角410	466-3225	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				○
		婦中	古里	109 ふるさと古里保育所	85	生後8週	婦中町羽根152-1	469-3177	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00					
		婦中	古里	110 おどろき音川保育所	30	生後8週	婦中町外輪野832	469-2001	平 7:30 ~ 18:00 土 7:30 ~ 18:00					
	私立認定 こども園	婦中	速星	111 ささくら保育園	125	生後8週	婦中町笹倉106-1	466-2253	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 19:00 休 8:30 ~ 17:30	○	○	○	○	○
		婦中	速星	112 みかど保育園	180	生後8週	婦中町速星1032-1	466-2258	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:30			○	○	○
		婦中	鶴坂	113 うさか鶴坂保育園	223	生後8週	婦中町上田島2	466-2321	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 20:00 休 8:30 ~ 17:00			○	○	○
		婦中	鶴坂	114 ビノキオナースリースクール	120	生後8週	婦中町上轡田35-1	466-6300	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○			○	○
		婦中	鶴坂	115 むらさき紫幼稚園	50	1歳児	婦中町下轡田103-1	465-6145	平 7:30 ~ 18:00					
		婦中	古里	116 ふちゅう婦中もなみ保育園	200	生後8週	婦中町羽根1136-1	469-2000	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○			○	○
		婦中	神保	117 じんぼ保育園	170	生後8週	婦中町上吉川400	469-2970	平 7:00 ~ 20:00 土 7:00 ~ 19:00 休 8:30 ~ 17:30	○	○	○	○	○
	私立 地域型 保育事業 (※4)	婦中	鶴坂	118 うさかスマイル保育園	12	生後8週	婦中町宮ヶ島299-1	466-0070	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00					
連携施設は No.113 鶴坂保育園														
山田	公立 保育所	八尾 山田	山田	119 やまだ山田保育所	30	生後8週	山田中村1000	457-2553	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				
細入	公立 保育所	大沢野 細入	神通碧	120 ほそいり保育所	25	生後8週	檜原704-2	485-2010	平 7:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 19:00	○				

よくある質問

Q 入所した後の手続きにはどんなものがあるの？

A 世帯状況・就労状況等に関する変更があったとき、転所をしたいときなどに随時手続きが必要です。
入所する保育施設を経由して書類を提出できます。詳細は29ページかホームページを確認してください。



保育園に関する情報について



みんなニッコリ

育さぼとやま

育さぼとやま
(富山市ホームページ)



保育所等入所
申請書類



保育所等一覧

